

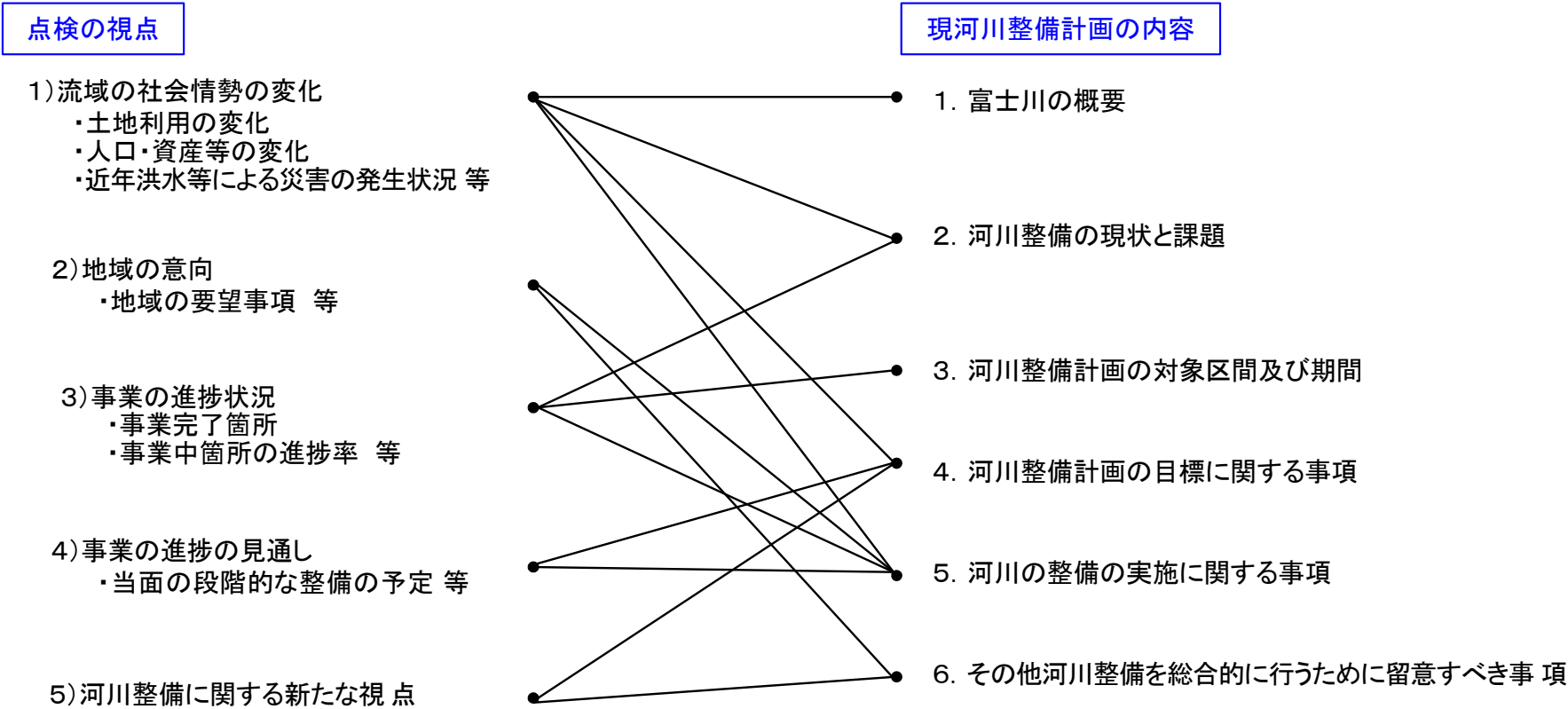
富士川水系河川整備計画の点検について

1. 整備計画の点検について	1
2. 流域の社会情勢の変化	3
3. 地域の意向	18
4. 事業の進捗状況	19
5. 事業の進捗の見通し(当面の整備予定)	34
6. 河川整備に関する新たな視点	36
7. 河川整備計画の点検結果(案)	44

令和8年9月30日
国土交通省 関東地方整備局

1. 整備計画の点検について

- 河川整備計画は、当面の具体的な河川整備に関する事項を定めたものであり、流域の社会情勢の変化や地域の意向、河川整備の進捗状況や進捗の見通し等を適切に反映できるよう、適宜その内容について点検を行い、必要に応じて変更するものである。
- また、富士川水系河川整備計画にも、社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等の変化並びに新たな知見及び技術の進捗等により対象期間内であっても必要に応じて本河川整備計画の見直しを行う旨の記載をしている。



富士川水系河川整備計画（平成18年9月（令和7年11月変更）P.39）

3.2 計画対象期間

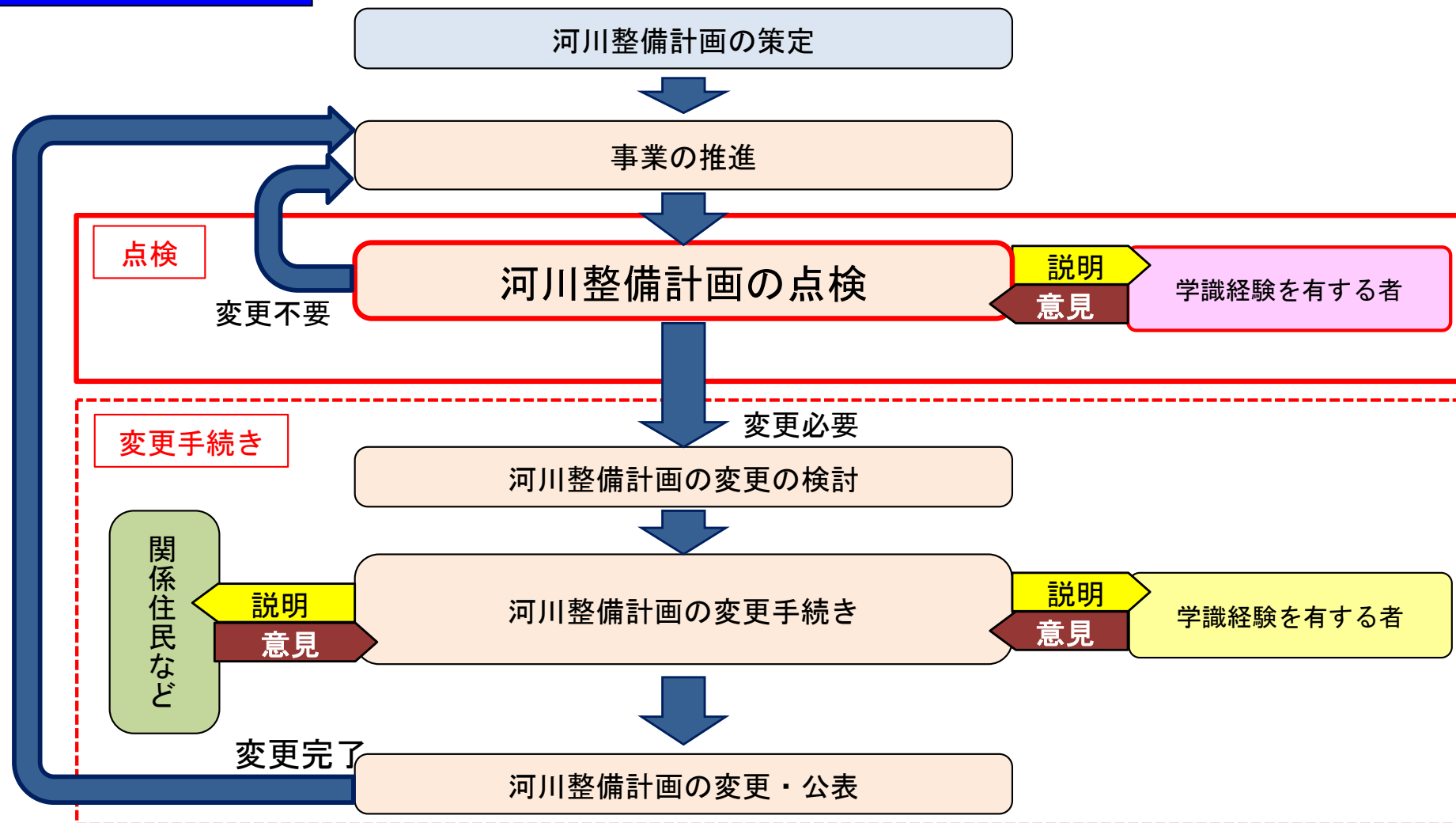
河川整備計画の対象期間は、概ね30年間とする。

なお、河川整備計画は現時点の社会経済状況、河川環境の状況、河道状況等を前提として策定するものであり、策定後においてもこれらの状況の変化、新たな知見の蓄積、技術の進捗等を踏まえ、見直しの必要がある場合には、計画対象期間内であっても適宜見直しを行う。

1. 整備計画の点検について

- 整備計画の点検は、事業評価の実施時期等を勘案して、計画的に実施するとともに、点検にあたっては必要に応じて学識経験を有する者の意見を聞くなど、客観性の確保に努めることとされている。
- 点検の結果、計画の見直しの必要がなければ、現計画に基づいて事業を実施していき、計画の見直しの必要があれば、変更計画の検討等を進めていくこととなる。

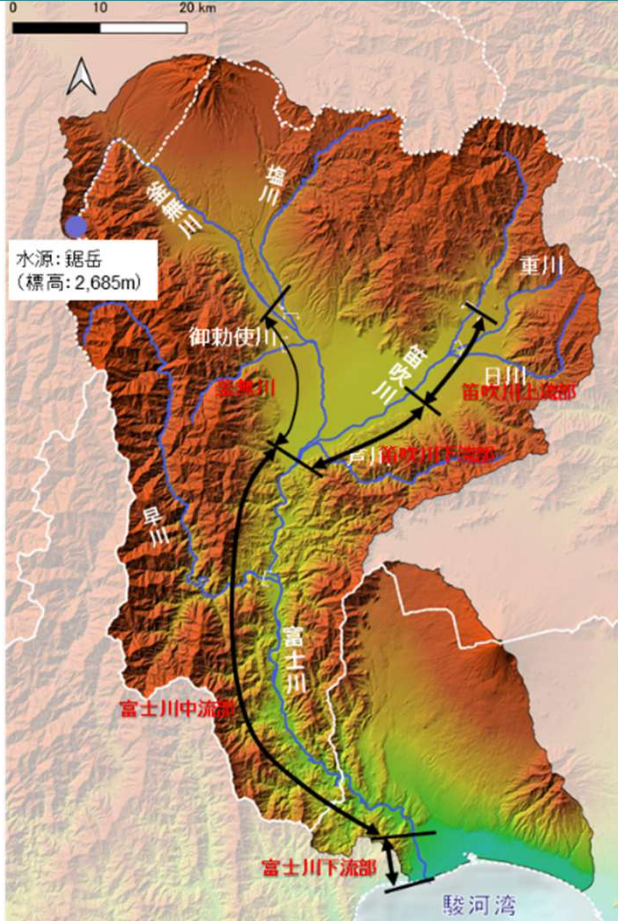
河川整備計画の点検及び変更の流れ



2. 流域の社会情勢の変化(流域の概要)

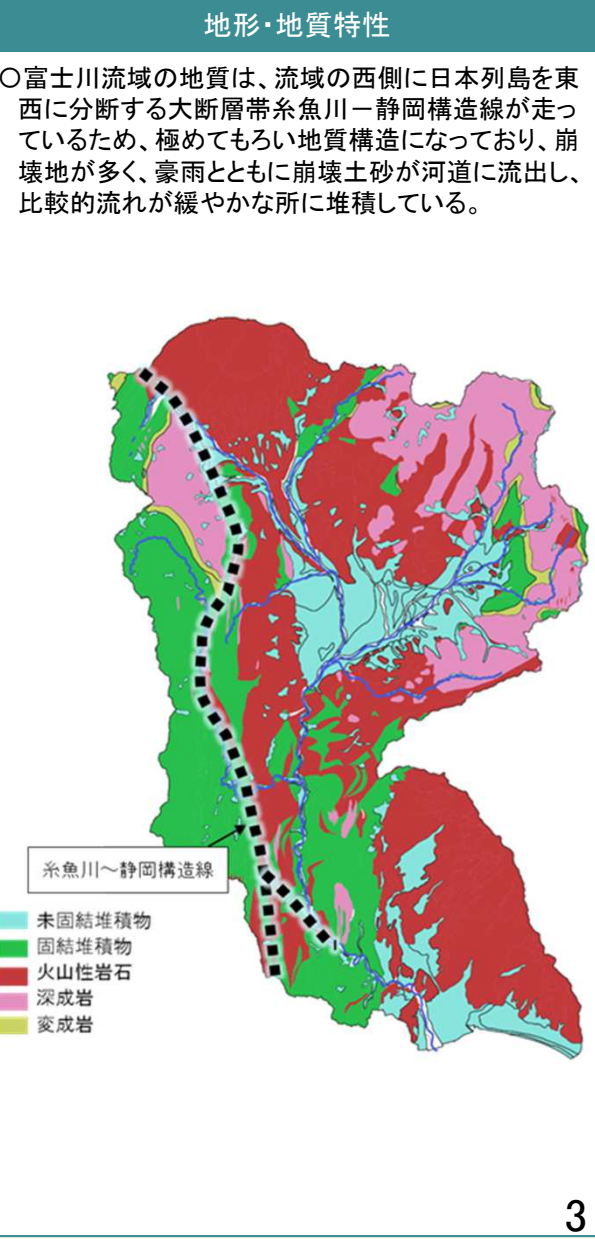
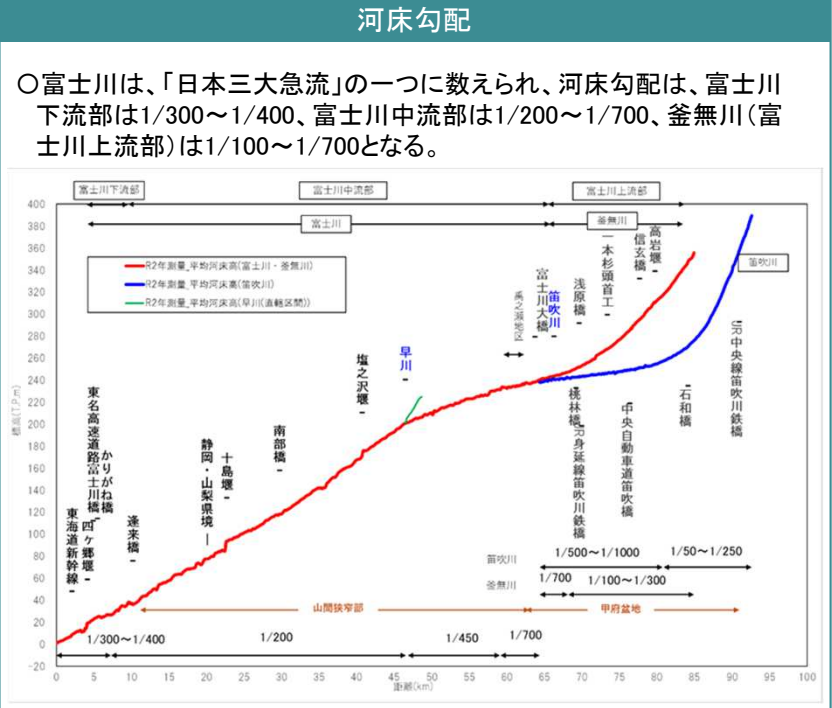
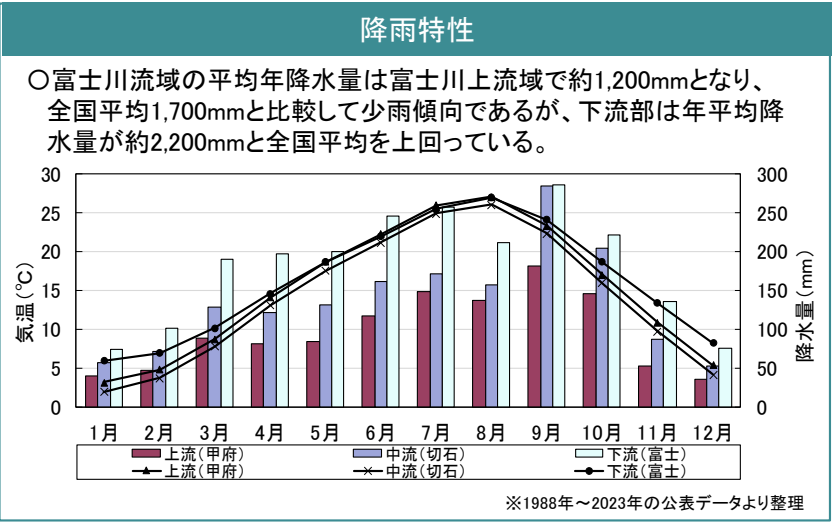
- 富士川は、鋸岳(2,685m)に発し、甲府盆地を南流し駿河湾に注ぐ、幹川流路延長約128km、流域面積約3,990km²の一級河川である。
- 富士川流域の年平均降水量は約1,200mmと少雨傾向であるが、下流部は2,200mmと多雨傾向である。
- 日本三大急流の一つに数えられ、下流部においても1/300~1/400と非常に急勾配である。
- 流域の西側に大断層帯糸魚川-静岡構造線が走っているため、極めてもろい地質構造になっており、崩壊地が多く、豪雨とともに崩壊土砂が河道に流出している。

流域諸元・河川特性



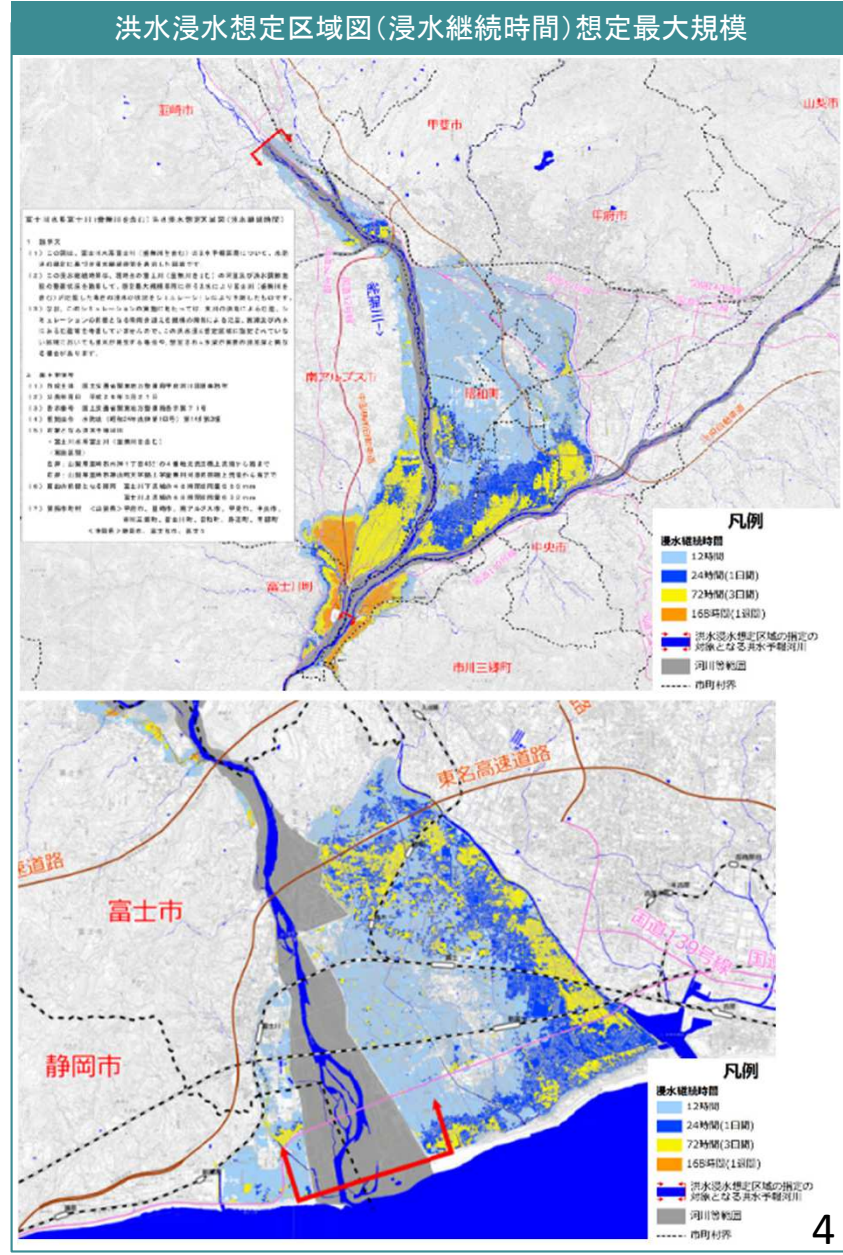
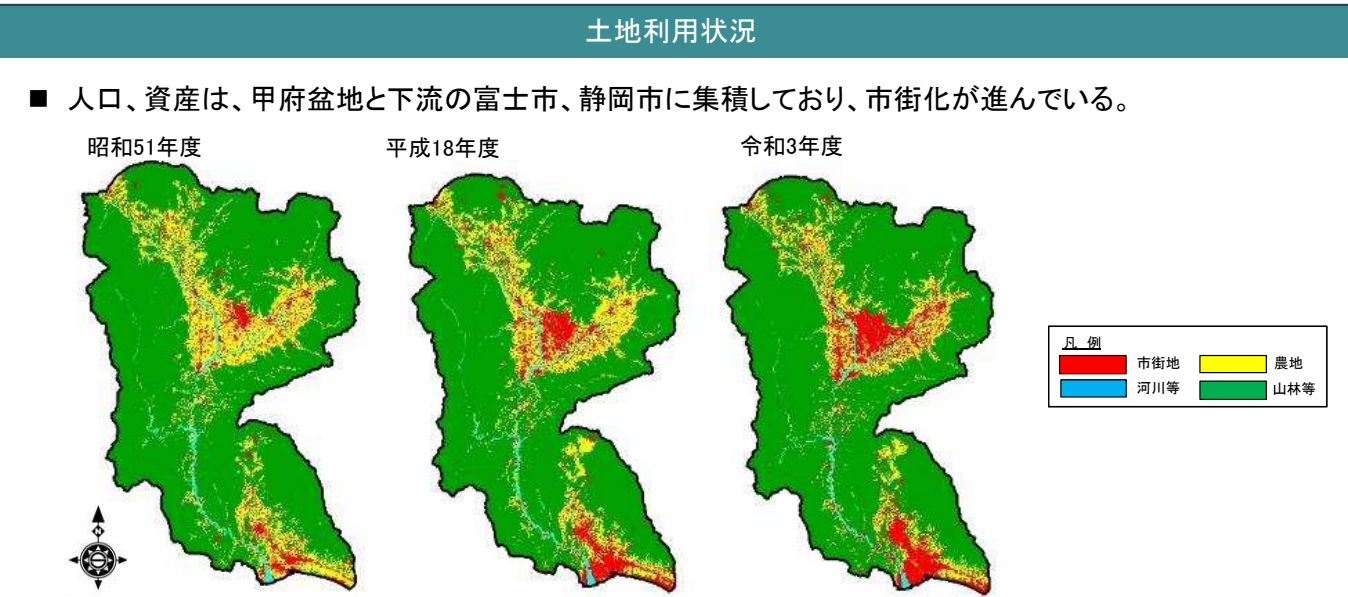
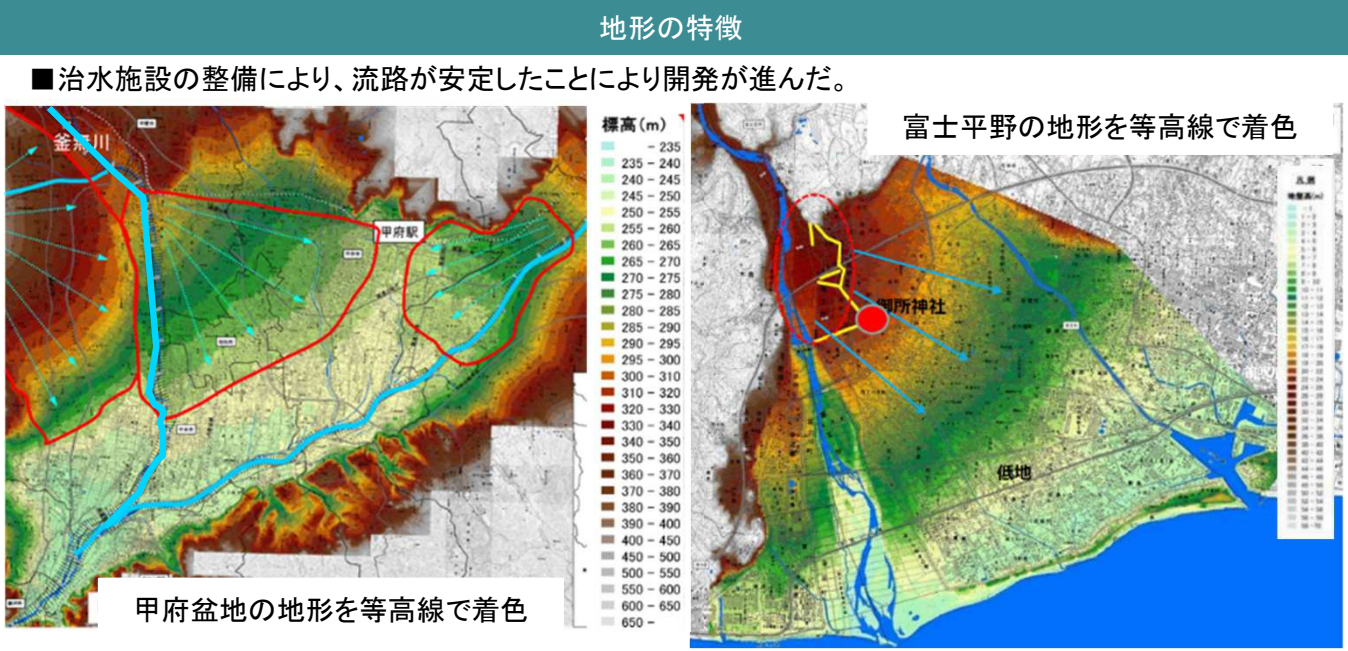
- 流域面積 : 約 3,990km²
- 幹川流路延長 : 約 128km
- 流域内市町村人口¹ : 106万人
- 流域内市町村数 : 23市町村
- 流域内一般資産額 : 約 239,205億円
- 想定氾濫区域面積 : 約 260.0km²
- 想定氾濫区域内人口 : 約 56万人
- 想定氾濫区域内資産額 : 約 123,078億円

平成22年調査
1のみ令和2年調査



2. 流域の社会情勢の変化(災害発生時の影響、地域開発の状況)

- 甲府盆地や富士川下流の富士市や静岡市では、扇状地が形成されており、かつては、扇頂部から広がる氾濫流によって大きな被害が発生していた。
- 治水施設の整備により、流路が安定したことにより、人口、資産が甲府盆地と下流の富士市、静岡市に集積しており、市街化が進んでいる。
- 災害が発生した場合は、人口資産が集積している甲府盆地、富士市に甚大な被害が発生し、地盤が低い地区等では浸水継続時間が長期に及ぶ箇所もある。



2. 流域の社会情勢の変化(現状と課題)①

洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する現状と課題

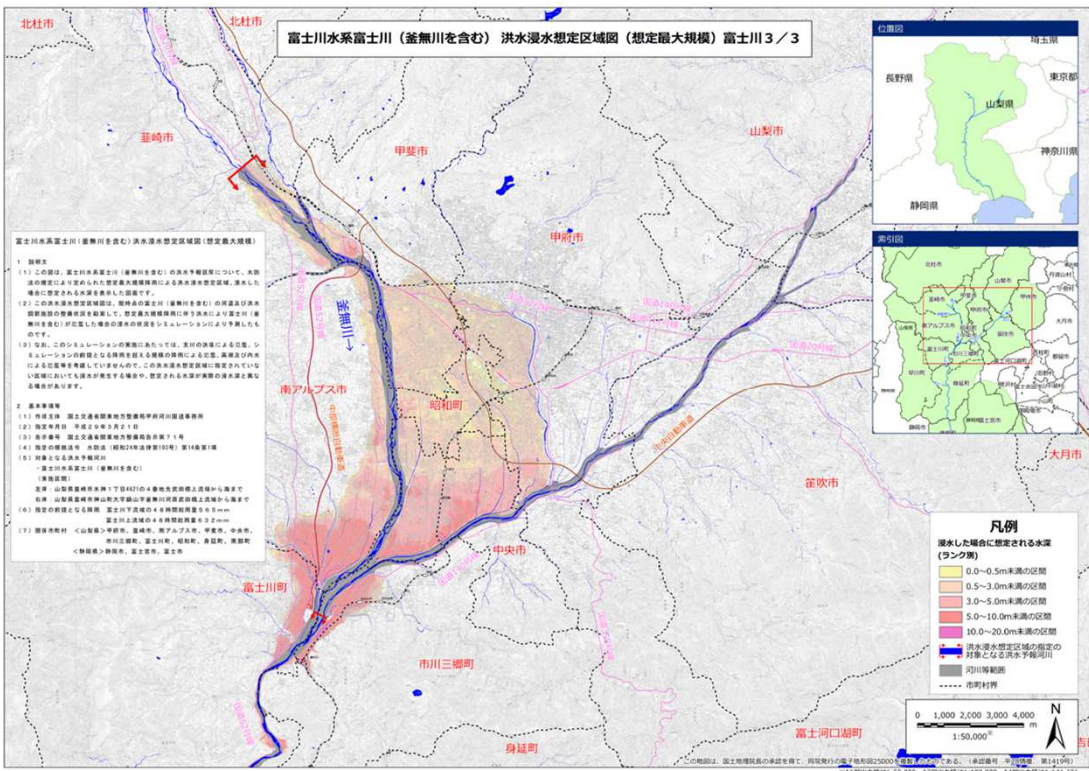
■富士川、釜無川、笛吹川等は、洪水時の河床変動が極めて複雑で、堤防及び河岸を急激に洗掘する流れが発生し、堤防決壊等の重大な災害を生ずるおそれがある。堤防整備等の治水対策を推進しているが、戦後最大洪水規模の洪水を流下させることができない区間が残っており、河道断面を確保する対策を推進する必要がある。

堤防整備状況(令和8年3月時点)			単位:km
河川名※1	計画堤防断面※2	今後整備が必要な区間※3	合計
富士川	113.3	52.3	165.6

- ※1: 支川の大谷管理区間を含む
- ※2: 標準的な堤防の断面形状を満足している区間
- ※3: 標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間

■近年の中小規模の洪水中小規模の洪水によって堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生し、緊急復旧や緊急的な対策を実施している。こうした侵食被害は、甲府盆地など天井川となっている区間はもとより、下流域でも甚大な被害が発生するおそれがあることから、堤防の安全性を向上させるための対策を実施する必要がある。

■計画規模を上回る洪水や高潮が発生した場合及び整備途上での施設能力以上の洪水や高潮が発生した場合、並びに大規模地震が発生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれがある。このため、被害を軽減するための対策として、河川防災ステーション、緊急用河川敷道路等による緊急時の物資輸送ルートの確保、河川情報伝達システムの整備等のハード対策、浸水想定区域図の公表とこれに伴う関係地方公共団体の洪水ハザードマップ作成支援等のソフト対策を整備・推進している。



富士川水系富士川(釜無川含む)浸水想定区域図

2. 流域の社会情勢の変化(現状と課題)②

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する現状と課題

■流水の正常な機能を維持するために必要な流量として定められた、清水端地点での流量である、かんがい期に概ね22 m³/s、非かんがい期に概ね13 m³/sを概ね満足している。

(単位：m³/s)

河川名	地点名	統計期間	豊水 ※1	平水 ※2	低水 ※3	渇水 ※4	平均
富士川	清水端	21年 H15～R5 (2003～2023)	62.78	44.83	35.51	26.85	60.62

「水文水質データベース」をもとに作成
※1 豊水流量：1年を通じて95日はこれを下らない流量
※2 平水流量：1年を通じて185日はこれを下らない流量
※3 低水流量：1年を通じて275日はこれを下らない流量
※4 渇水流量：1年を通じて355日はこれを下らない流量

■富士川の河川水は発電用水の他、農業用水として、耕地のかんがいに利用されているが、農業用水は慣行水利権も残っている。
■富士川流域における水利権量は、令和5年(2023年)3月時点で、661m³/sであり、その内訳は発電利用が78.9%と最も多く、次いで農業用水が18.2%となっている。
■河川水は急峻な地形を利用して、明治後期から水力発電による水利用が行われてきた。
■富士川中流部では、河川の維持に必要な流量を確保できていない状況であり、流量確保に向けた調整が必要である。

河川環境の整備と保全に関する現状と課題

－ 水質 －

■富士川の水質は下水道整備に伴い、近年はほとんどの区間において環境基準を満足しているが、今後も注意深く監視する必要がある。

－ 自然環境 －

■環境と調和した河川改修や樹木伐開等により、重要種は概ね継続して確認されている。一方で、特定外来生物や外来種群落の分布域の拡大や個体数の増加がみられ、在来種等への影響が懸念されている。

－ 河川空間の利用 －

■河川空間は、地域の実情にあわせ、多様な利用がなされている。
■利用箇所別に見ると、全川を通して施設の利用が多く、高水敷がグラウンド等として整備されている河口部や、歴史的治水施設である信玄堤及び万力(まんりき)林(ばやし)の周辺は、年間を通して利用者が特に多くなっている。
■河川空間は様々なイベント等を通じた人と川、人と人とのふれあいを提供する機能を有しており、その機能の維持増進に努めていくことが望まれる。

－ 景観 －

■釜無川は信玄堤、笛吹川は万力林、下流では雁堤など歴史的な治水施設が残っており、これらの文化遺産に関する施設等と一体となった河川景観を後世に継承することが望まれている。
■沿川には、国の重要文化財や天然記念物等が多くあるほか、名勝である富士山が望めるため自然豊かな環境と歴史ある街並みと織り成す、四季の変化に富んだ景観となっており、河川の整備に当たっては、これらにも配慮する必要がある。

2. 流域の社会情勢の変化(現状と課題)③

河川維持管理の現状と課題

■災害の発生の防止又は軽減、河川の適正な利用、流水の正常な機能の維持及び河川環境の保全という目的に応じた管理、平常時や洪水時等の河川の状況に応じた管理、さらには堤防、護岸、樋門・樋管等といった河川管理施設の種類の種類に応じた管理というように、その内容は広範・多岐にわたっており、効果的・効率的に維持管理を行う必要がある。



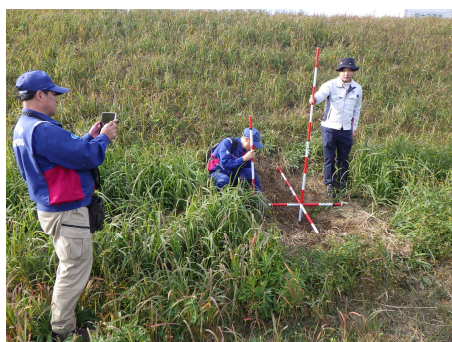
堤防除草



河川巡視による河川の状態把握



樋門・樋管点検
(巻き上げ機点検状況)



堤防点検

近年の豪雨災害や地震災害等を踏まえた現状と課題

ー流域全体であらゆる関係者で取り組む対策ー

■令和2年(2020年)9月に「富士川水系流域治水協議会」を設置し、令和3年(2021年)3月に「富士川水系流域治水プロジェクト」を策定し、河川整備に加え、あらゆる関係者が協働して、流域の保水・貯留・遊水機能の保全・向上等を組み合わせた流域全体で水害を軽減させる治水対策を推進している。

ー気候変動適応策の推進ー

■近年、我が国においては、時間雨量が50mmを上回る短時間強雨や、総雨量が1,000mmを上回るような大雨が発生し、全国各地で毎年のように甚大な水災害が発生している。さらに気候変動の影響により、今後さらに、短時間強雨の発生頻度、大雨による降水量などが増大することが予測されている。

■富士川においては、人口・資産の集積する甲府盆地と富士平野の治水安全度を向上させるための検討を進める。

ー南海トラフ地震等の大規模地震ー

■富士川沿川の全市町は、南海トラフ地震が発生した場合に著しい地震被害が生ずるおそれがあり、地震防災対策を推進する必要がある地域として「地震防災対策推進地域」に指定されている。河川管理施設の耐震対策や河川津波対策などのハード対策を推進するとともに、ハード対策にかかる時間や、被害想定的地域的特性に鑑み、関係する地方公共団体と連携し、ソフト対策も有効に組み合わせて円滑かつ迅速に推進する必要がある。

■南海トラフ沿いでは過去に時間差をおいた複数の地震発生事例があり、令和6年8月には運用開始後初めての南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、平時からの備えの徹底が求められている。

■富士川では、安政東海地震や宝永地震において、沿川の土砂災害による河道閉塞とそれに伴う浸水被害が記録されており、複合災害への対策についても検討する必要がある。

2. 流域の社会情勢の変化(河川改修の経緯)

- 明治40年、明治43年の洪水を契機として、大正10年から直轄事業として工事に着手した。
- その後、昭和34年8月洪水等の被害や流域の開発等を鑑み、昭和49年に工事実施基本計画を改定し、また、平成9年の河川法改正に伴い、平成15年に河川整備基本方針、平成18年に河川整備計画を策定した。
- さらに、気候変動による影響を踏まえ、令和7年3月に富士川水系河川整備基本方針、同年11月に富士川水系河川整備計画を変更した。

主要洪水の被害状況									
洪水年月日	原因	流域平均 2日雨量(mm)		流域平均 12時間雨量 (mm)		実績最大流量 (m³/s)		被害状況	
		清水端	北松野	清水端	北松野	清水端	北松野		
M40.8.22	台風	261	287			—	—	[山梨県内] 死者 115 人、傷害 148 人 家屋全壊・半壊・破損・流失 9597 戸、床上浸水 10207 戸、床下浸水 4249 戸、堤防決壊・破損約 125km、道路流出 及び 埋没・破損約 441km、田畑の流出埋没、浸水、冠水 712 町歩	
M43.8.9	台風	248	296			—	—	[山梨県内] 御嶽崩壊による 10 人を超える死者、床上浸水 1795 戸、床下浸水 1572 戸、韭崎（釜無川）、日下部及び石和（笛吹川）、釜無川・笛吹川・芦川の合流点付近の堤防決壊	
S10.8.29	台風	85	108			—	—	[山梨県内] 死者行方不明 44 名、傷害 26 名、家屋流出 68 戸、床上浸水 1146 戸、田畑の流出堰没、浸水、冠水、4786町歩	
S22.9.14	台風第9号	292	325			—	—	[山梨県内] 死者 13 名、道路・橋被災	
S34.8.11	台風第7号	254	302	135	171	5,800	9,800	[山梨県内] 死傷者 851 名、行方不明 33 名、家屋全壊・半壊・流出 6536 戸、家屋浸水 14495 戸、山梨市、韭崎市他数力所において決壊	
S36.6.26	梅雨前線	260	308	128	131	3,200	6,800	[山梨県内] 死傷者 10 名、行方不明 1 名 [全流域内] 家屋全壊流出 12 戸、半壊 13 戸、床上浸水 391 戸、床下浸水 3227 戸、浸水面積 3995ha	
S41.9.23	台風第26号	156	193	87	106	3,200	5,400	[山梨県内] 死傷者 224 名、行方不明 82 名 [全流域内] 家屋全壊 122 戸、床上浸水 1676 戸、床下浸水 4714 戸、農地浸水 1717ha、宅地その他浸水 2117ha	
S47.9.14	台風第20号	156	213	81	112	2,500	4,100	[山梨県内] 死傷者 18 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、床上浸水 2 戸、床下浸水 62 戸 農地浸水375ha、宅地その他浸水 2ha	
S54.10.17	台風第20号	127	176	91	134	2,000	8,800	[山梨県内] 負傷者 4 名 [全流域内] 家屋全壊流出 7 戸、半壊 19 戸、床上浸水 1092 戸、床下浸水 2208 戸、農地浸水 182ha、宅地その他浸水 366ha	
S57.8.2	台風第10号	283	341	151	187	6,800	14,300	[山梨県内] 死者 7 名、負傷者 28 名 [全流域内] 家屋全壊流出 26 戸、半壊 20 戸、床上浸水 523 戸、床下浸水 632 戸、農地浸水 4113ha、宅地その他浸水 164ha	
S58.8.14	台風第5号 台風第6号	314	362	112	124	3,500	8,900	[山梨県内] 死者 2 名、傷害 22 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 142 戸、床下浸水 1791 戸、農地浸水 1367ha、宅地その他浸水 181ha	
S60.6.28	台風第6号	159	207	93	124	3,100	9,200	[山梨県内] 死者 1 名、負傷者 2 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 1 戸、床上浸水 37 戸、床下浸水 135 戸、農地浸水 121ha、宅地その他浸水 25ha	
H3.9.17	台風第18号 秋雨前線	163	215	125	180	3,800	12,500	[山梨県内] 死者 1 名、負傷者 2 名 [全流域内] 家屋全壊流出 2 戸、床上浸水 103 戸、床下浸水 64 戸、農地浸水 402ha、宅地その他浸水 56ha	
H10.9.13	台風第5号	169	204	155	189	2,900	7,400	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 床上浸水 35 戸、床下浸水 147 戸、農地浸水 54ha	
H12.9.9	秋雨豪雨	191	228	123	141	2,900	7,300	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 家屋全壊流出 1 戸、半壊 5 戸、床上浸水 203 戸、床下浸水 661 戸、農地浸水 51ha	
H13.9.8	台風第15号	218	250	94	114	2,300	4,700	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 床上浸水 2 戸、床下浸水 5 戸	
H23.9.19	台風第15号	188	257	126	176	4,100	10,700	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 堤防・護岸被災3箇所、天然護岸被災箇所3箇所	
H29.10.20	台風第21号	175	213	93	113	3,300	6,600	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 堤防・護岸被災2箇所	
R1.10.10	台風第19号	262	316	181	223	4,100	11,200	[山梨県内] 死者・傷害 0 名 [全流域内] 堤防・護岸被災3箇所、天然護岸被災14箇所	

出典：山梨県水害史：明治40年8月、明治43年8月洪水被害、富士川水害史調査報告書：昭和10年8月、昭和22年9月洪水被害、高水速報：昭和34年8月9日及び昭和36年6月～平成13年9月洪水時の人的被害、水害統計：昭和36年6月～平成13年9月洪水時の家屋、農地の被害

河川改修等の経緯									
天文11年出水 天正11年出水 万治3年出水	中世	■永禄3年	信玄堤完成						
		■江戸時代	万力林完成						
		■延宝2年	雁堤完成						
明治29年出水 明治40年出水 明治43年出水	明治	■明治16年	内務省直轄砂防事業着手						
昭和34年台風第7号 昭和34年台風第15号 (伊勢湾台風)	大正	■大正9年 改修計画決定	計画高水流量 清水端5,600m³/s 松岡 9,800m³/s						
		■大正10 年	直轄河川事業着手						
昭和41年台風第26号	昭和	■昭和29年	五明合流調整工着手						
昭和57年台風第10号	昭和	■昭和40年 一級水系指定							
		■昭和41年 工事実施基本計画策定	計画高水流量 清水端5,600m³/s 松岡 9,800m³/s						
		■昭和49年 工事実施基本計画改定	計画高水流量 清水端8,800m³/s(1/100) 北松野16,600m3/s(1/150)						
令和元年台風第19号 (令和元年東日本台風)	令和	■昭和42年	五明合流調整工完成						
		■昭和55年 ■昭和62年 ■昭和62年	河口部高潮堤防工事着手 禹之瀬河道整正工事着手 宅地等水防災対策事業船場地区着手						
</									

2. 流域の社会情勢の変化(富士川水系河川整備基本方針・河川整備計画の変更)

富士川水系河川整備基本方針(気候変動考慮)R7.3変更



富士川水系河川整備計画(気候変動考慮)R7.11変更

- ・ 富士川の現状と課題
- ・ 富士川水系河川整備計画の目標(案)

関係県
(市町)等

学識経験等
を有する者

関係住民等

関係県会議
(令和7年8月7日)

有識者会議
(令和7年8月7日)

富士川水系河川整備計画(変更原案)

関係県会議
(令和7年8月28日)

有識者会議
(令和7年8月29日)

河川整備計画(変更原案)
に対する関係住民等意見聴取

- ・ 意見の聴取(メール・はがき)
- ・ 公聴会の開催

富士川水系河川整備計画(変更案)

関係県会議
(令和7年10月7日)

有識者会議
(令和7年10月7日)

意見の聴取(メール・はがき) ~9月29日

- ・ 関係県知事からの意見聴取
- ・ 関係省庁との協議

富士川水系河川整備計画(変更)

令和7年11月26日

2. 流域の社会情勢の変化(富士川水系河川整備基本方針の変更)

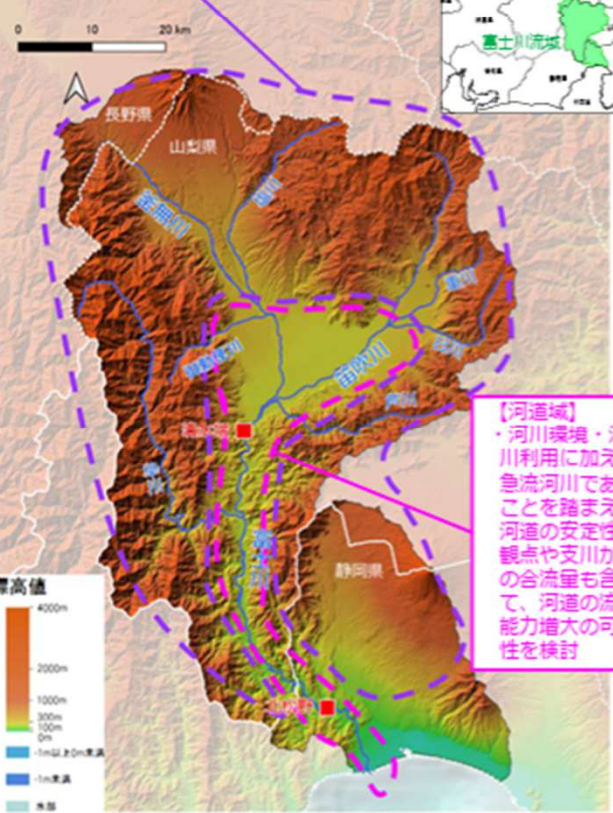
■ 富士川水系(山梨県、静岡県、長野県)の河川整備基本方針について、気候変動を踏まえた新たな計画へと見直すため、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において、2回(1回目:令和6年12月12日開催、2回目:令和7年1月16日開催)の審議を行い、令和7年3月14日付けで富士川水系河川整備基本方針を変更しました。

気候変動を踏まえた「富士川水系河川整備基本方針」変更の概要

- 長期的な河川整備の目標となる洪水(基本高水)のピーク流量を、基準地点清水端において8,800m³/sから10,200m³/sに、基準地点北松野において16,600m³/sから21,500m³/sに変更し、全量を河道で流下させることとして、河道への配分流量を基準地点清水端10,200m³/s、基準地点北松野21,500m³/sとする。
- 気候変動の影響による洪水外力増大に対し、既存施設の有効活用など貯留・遊水機能の確保、河川環境・河川利用や地域社会への影響等を総合的に勘案して検討した結果、河道掘削によって流量の増大に対応可能であることを確認した。
- 信玄堤、万力林、雁堤といった歴史的な治水施設を有効活用しながら、流域治水の取組の更なる推進を図る。

河道と洪水調節施設等の設定の考え方

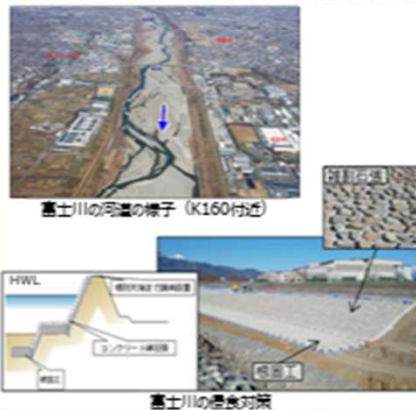
【上流域】
・ 既存洪水調節施設の有効活用など、貯留・遊水機能の確保の可能性を検討



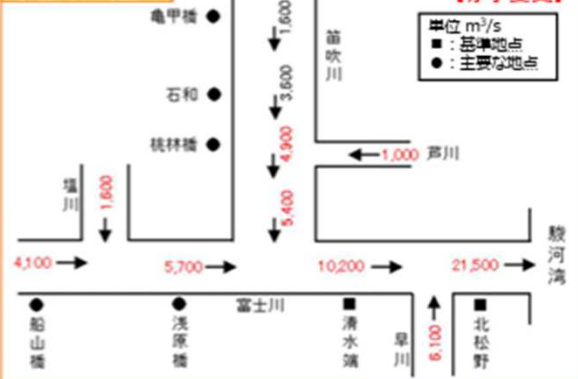
【河道域】
・ 河川環境・河川利用に加えて、急流河川であることを踏まえた河道の安定性の観点や支川からの合流量も含めて、河道の流下能力増大の可能性を検討

増大する洪水外力の対応(河道への配分)

- 基準地点の清水端、北松野のいずれにおいても、河道配分流量の増大には河道掘削により対応可能であることを確認した。
- 河道掘削にあたっては、急流河川であることを踏まえて、河道の安定性の観点から、高速流による河川管理施設への影響がないように断面形状を検討することとする。

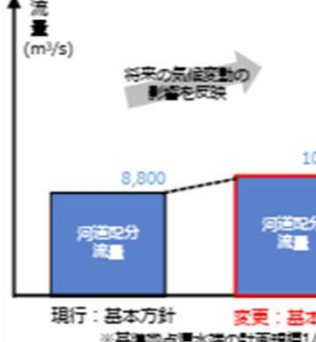


計画高水流量図

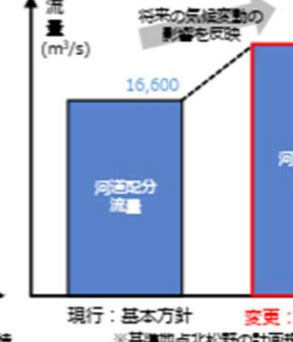


河道と洪水調節施設等の配分流量

<基準地点: 清水端 (1/100)>



<基準地点: 北松野 (1/150)>



正常流量

- 清水端地点を基準地点として、流水の正常な機能を維持するために必要な流量は以下のとおりとする。
(かんがい期) 概ね22(m³/s)
(非かんがい期) 概ね13(m³/s)

2. 流域の社会情勢の変化(富士川水系河川整備計画の変更)①

計画対象区間・期間

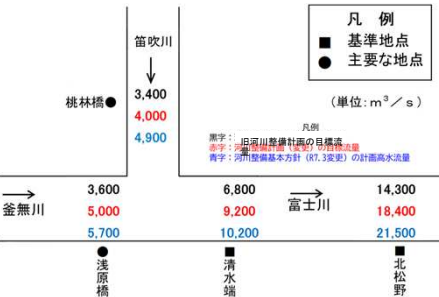
■ 計画対象区間は大臣管理区間とし、対象期間は概ね30年間とする。



流量配分

■ 気候変動を考慮した河川整備計画の変更にあたっては、現行河川整備計画で対象としている戦後最大洪水の降雨規模に、気候変動により予測される将来の降雨変化倍率を考慮し整備計画目標流量とする。

■ 甲府盆地や富士平野を流下し氾濫域に人口・資産が集積している、富士川の重要性を考慮し、目指す治水安全度の水準は、戦後最大規模の洪水(富士川・釜無川については、昭和57年8月洪水、笛吹川については昭和34年8月洪水)の降雨量に、気候変動により予測される将来の降水量の増加等を考慮する。



富士川の戦後最大被害となった洪水

富士川・釜無川:戦後最大洪水

- 昭和57年8月台風第10号が渥美半島から輪島半島に抜ける経路をたどり、早川・富士川中流域を中心に雨が降り、清水端上流の流域平均雨量は151mm/12hであった。
- 堤防の決壊は発生しなかったものの、東海道本線鉄橋の流失のほか、河岸侵食や内水氾濫、無堤地区での外水氾濫が発生した。
- 被災箇所は富士川13箇所、釜無川11箇所、笛吹川15箇所の計39箇所であった。

笛吹川:戦後最大洪水

- 昭和34年8月台風第7号が富士川沿川を北上し、早川流域・東部山岳地帯を中心に雨が降り、清水端上流の流域平均雨量は135mm/12hであった。
- 武田橋下流や根津橋上流などで堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生した。



富士川町駅前通り地区の浸水

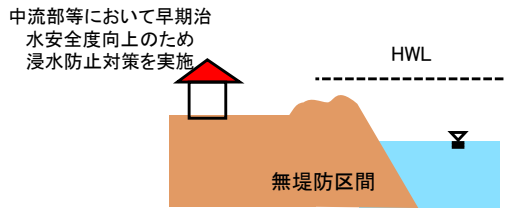
笛吹川左岸の堤防の決壊

主な整備メニュー



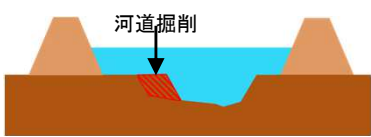
堤防整備等イメージ

- 堤防が整備されていない区間や、堤防の高さや幅が不足している区間において、嵩上げや拡築を行う。



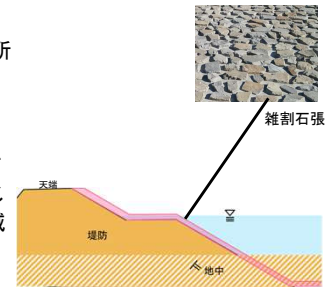
河道掘削イメージ

- 洪水を安全に流下させるために必要な箇所において、河道掘削を実施する。
- 将来確保すべき流下能力を踏まえた河道形状の検討を行う他、河道の変化、多様な動植物が生息・生育・繁殖を行う良好な河川環境の保全と創出し、河道の変化、既設の橋梁や護岸、取水施設等水利用に配慮するとともに、継続的な観測を実施しつつ、その結果を踏まえながら河道掘削を実施する。



侵食防止対策イメージ

- 人口・資産の集積する甲府盆地や富士平野をはじめとして所要の安全性を向上させるための整備を計画的に実施する。
- また、水衝部や堤防付近で高速流が発生する箇所においては、状況を監視し、必要に応じて護岸整備や侵食外力を低減する対策等を実施する。



2. 流域の社会情勢の変化(富士川水系河川整備計画の変更)②

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 清水端地点における流水の正常な機能を維持するために必要な流量は、かんがい期で概ね22 m³/s、非かんがい期で概ね13 m³/sと定めた。
- 清水端の正常流量は概ね満足している。
- 現況流量に対して、維持流量が著しく不足する区間については、当面の中期目標として設定し、段階的な流量の確保に努める。

当面の中期目標設定区間における維持流量と中期目標 (単位: m³/s)

河川名	区間	維持流量 ^{※1}		中期目標流量 ^{※1}	
富士川	芝川合流点～十島堰 (河口より13.3 km～22.9 km)	1月から12月	8.8	2月から5月	6.3
				6月から8月	2.8
				9月から1月	1.6
	十島堰～塩之沢堰 (河口より22.9 km～40.8 km)	4月から6月	14.3	4月から6月	4.6
				7月	6.3
				8月から3月	3.6

令和4年度末に設定

河川環境の整備と保全

- 地域住民や関係機関との連携を図り、良好な水質の保全に努める。
- 礫河原等の自然環境が比較的良好に維持されていることから、良好な場を保全することを基本的な考え方とし、河川整備等の実施にあたっては、良好な河川環境の保全・創出を図る。
- 富士川の5.0km～6.0km付近の雁地区では、かつては大規模な礫河原が分布していたが、水面比高差が拡大し乾燥した立地となっており、外来種の侵入などにより礫河原の減少がみられることから、定量目標を定め、礫河原環境が25ha程度存在するようにする。
- 景観については、歴史・文化・人とのかかわりを踏まえ、沿川と調和した河川景観の保全・形成に努める。

礫河原：自然裸地及び礫原植生



土砂の除去、樹木の伐採等の維持管理の実施に当たっては、瀬・淵等の状況、動植物の生息・生育・繁殖環境への影響を考慮し、良好な河川環境の保全・創出を図るとともに、公募等による民間活力の活用を検討し、適切な河道の維持管理を行う。



民間企業を活用した砂利採取の様子

人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備

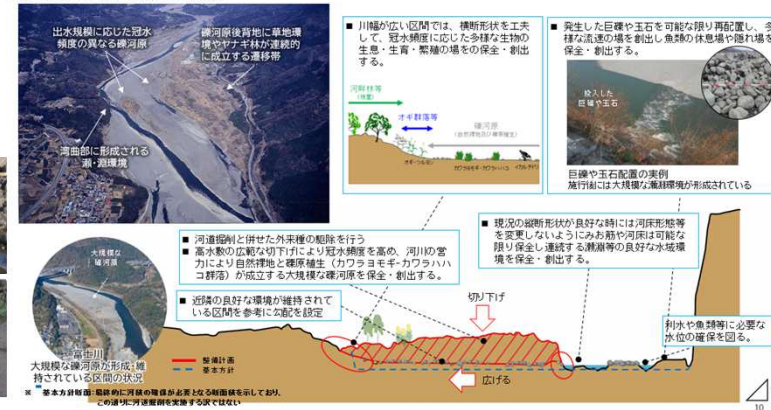
- 自然とのふれあいやスポーツなどの河川利用、環境学習の場等の整備を関係機関と調整し実施する。
- ユニバーサルデザインに配慮した地域住民に親しまれる河川整備を推進する。
- 「かわまちづくり」が行われる場合は、推進主体と連携して、かわまちづくり計画策定への支援を行い、治水及び河川利用上の安全・安心に配慮した河川管理施設の整備を実施する。



動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出

- 河道掘削などを行う上では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、河道形状の工夫や、発生した巨礫や玉石を可能な限り再配置し、水域も含めた動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る。
- 川幅が広い区間においては横断形状を工夫して、冠水頻度に応じた多様な生物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出を図る。
- ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行う。

●河道掘削時における環境の保全・創出の考え方



流域治水

気候変動による水害リスクの増大に備えるためには、これまでの河川管理者等の取組だけでなく、集水域から氾濫域にわたる流域に関わる関係機関が、主体的に取組む社会を構築する必要がある。
富士川流域の流出特性や流下特性を踏まえ、霞堤等の既存施設を活用した取組など、流域治水・水利用・流域環境間で利益相反する課題について調整を進める。

治水技術の伝承

富士川には、信玄堤及びこれに関連する治水施設群や万力林等の水害防備保安林、雁堤など先人と洪水との闘いを物語る歴史的治水施設があり、現在においても治水機能を有している。
これらの歴史的治水施設の意義を学び、後世に継承するため、関係地方公共団体との調整を図りつつ、歴史的治水施設及びその周辺の占用等に関し調整を行うとともに、施設管理者の協力を得ながら、施設の維持、保全及び活用を図る。



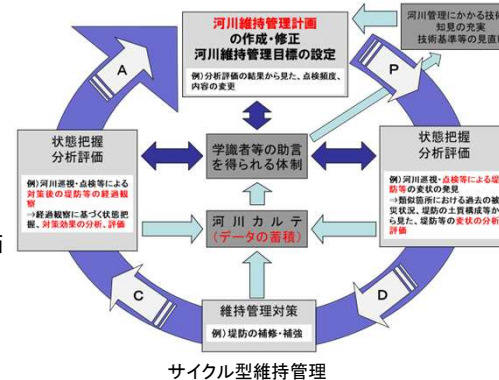
信玄堤



かりがね祭り

河川の維持管理

河川維持管理に当たっては、維持管理の目標、河川の状態把握の頻度や時期、具体的な維持管理対策等を定めた「富士川河川維持管理計画(国土交通大臣管理区間編)」に基づき、計画的な維持管理を継続的に行うとともに、河川の状態把握、状態の分析・評価、評価結果に基づく改善等を一連のサイクルとする「サイクル型維持管理」により効果的・効率的に実施する。



2. 流域の社会情勢の変化(過去の洪水等による災害の発生の状況)

- 戦後最大規模洪水である昭和57年8月洪水、昭和34年8月洪水では、釜無川や笛吹川において堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生している。
- 平成18年の河川整備計画策定以降も、平成23年9月洪水、平成29年10月洪水、令和元年10月洪水などの中小規模の洪水によって、堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生しており、応急復旧や緊急的な対策を実施している。
- こうした侵食被害は、甲府盆地など天井川となっている区間はもとより、下流域でも甚大な被害が発生するおそれがあることから、堤防の安全性を向上されるための対策を実施する必要がある。

昭和57年8月洪水

富士川・釜無川:戦後最大洪水

- 昭和57年8月台風第10号が渥美半島から輪島半島に抜ける経路をたどり、早川・富士川中流域を中心に雨が降り、清水端上流の流域平均雨量は151mm/12hであった。
- 堤防の決壊は発生しなかったものの、東海道本線鉄橋の流失のほか、河岸侵食や内水氾濫、無堤地区での外水氾濫が発生した。
- 被災箇所は富士川13箇所、釜無川11箇所、笛吹川15箇所の計39箇所であった。

出水被害状況	
流量(清水端) (北松野)	約6,800m ³ /s 約14,300m ³ /s
死者・行方不明者 【人】	(山梨県内) 7
家屋全壊・半壊・流出 【戸】	(全流域) 46
床上浸水 【戸】	(全流域) 523
床下浸水 【戸】	(全流域) 632



富士川町駅前通り地区の浸水

昭和34年8月洪水

笛吹川:戦後最大洪水

- 昭和34年8月台風第7号が富士川沿川を北上し、早川流域・東部山岳地帯を中心に雨が降り、清水端上流の流域平均雨量は135mm/12hであった。
- 武田橋下流や根津橋上流などで堤防が決壊するなどの甚大な被害が発生した。

出水被害状況	
流量(清水端) (北松野)	約5,800m ³ /s 約9,800m ³ /s
死者・行方不明者 【人】	(山梨県内) 884
家屋全壊・半壊・流出 【戸】	(山梨県内) 6,536
家屋浸水 【戸】	(山梨県内) 14,495



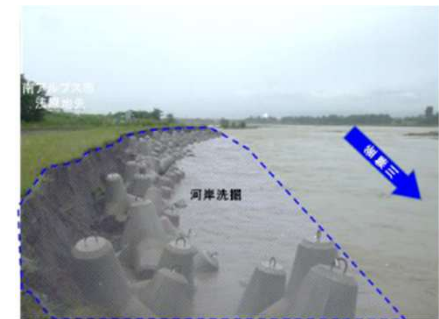
笛吹川左岸の堤防の決壊

平成23年9月洪水被害

平成23年9月に発生した洪水において、釜無川、笛吹川で河岸侵食が発生した。清水端地点ピーク流量は約4,100m³/sであった。



笛吹川 小石和地先



釜無川 浅原地先

令和元年10月洪水被害

令和元年10月に発生した洪水において、管内の17箇所で河岸侵食や堤防護岸の損傷等が発生した。清水端観測所のピーク流量は、約4,100m³/sであった。



釜無川 下條東割地先



釜無川 下今井地先

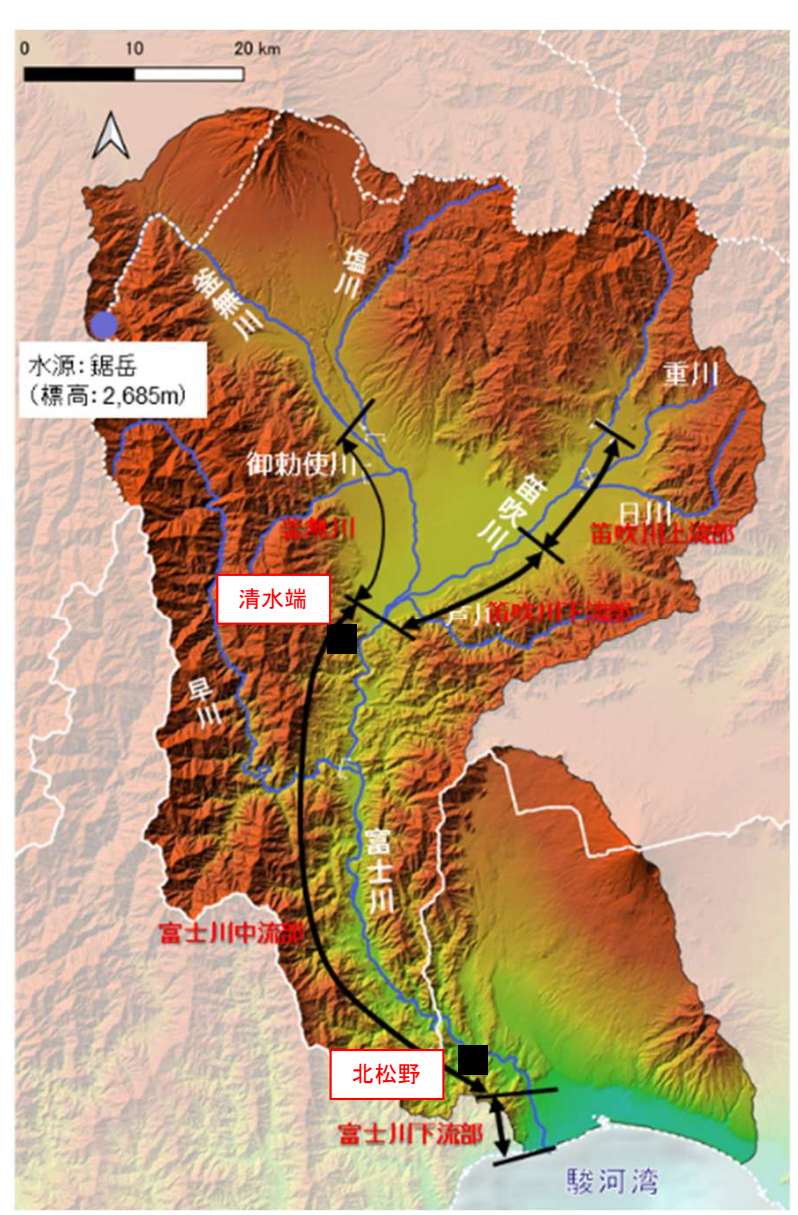


釜無川 信玄橋下流

2. 流域の社会情勢の変化(洪水の発生状況)

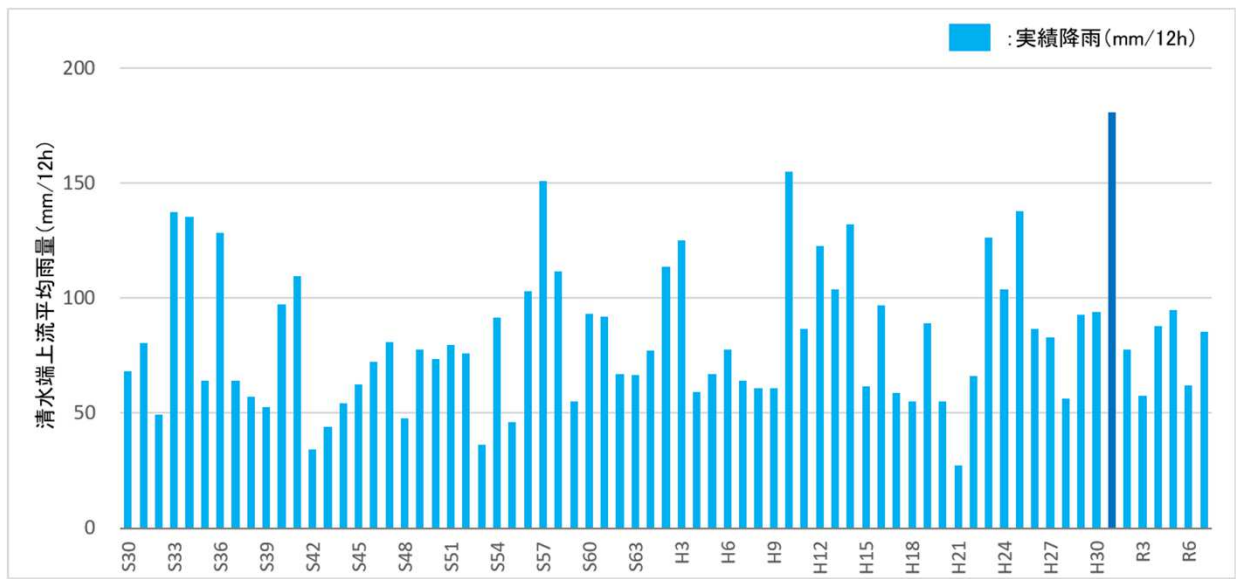
- 基準地点清水端における年最大雨量は令和元年、年最大流量は昭和57年が既往最大である。
- 整備計画策定以降は、令和元年東日本台風が大きな出水となったが、河川整備計画の変更以降、大きな洪水等は発生していない。

観測所位置図



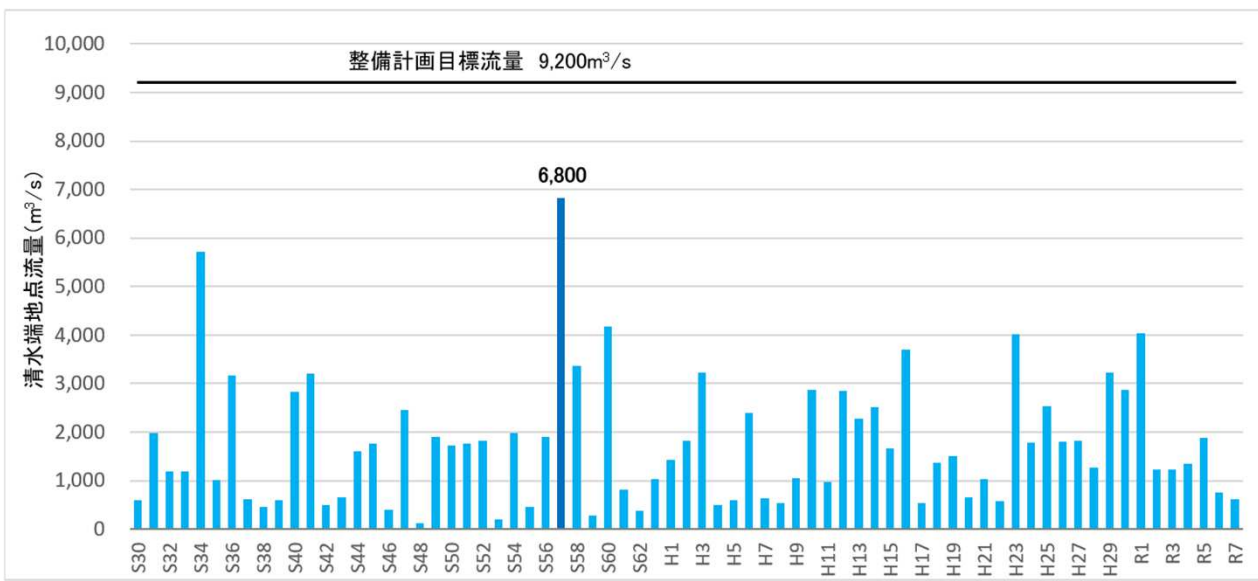
流域平均最大雨量(12時間・清水端)

※R7は暫定値



最大流量(清水端)

※R7は暫定値



2. 流域の社会情勢の変化(災害発生危険度)

- 堤防整備等の治水対策を推進しているが、戦後最大洪水規模の洪水を流下させることができない区間が残っている。
- 富士川、釜無川、笛吹川等では洪水時の河床変動や洪水前後の流路変動が大きく、洪水規模の大小に関わらず堤防及び河岸を急激に洗掘し、今後甚大な被害が発生するおそれがある。
- 洪水が発生した場合には、壊滅的な被害が発生するおそれがあるとともに、流域が一体となった「流域治水」の推進が不可欠である。

堤防整備状況

堤防整備等の治水対策を推進しているが、戦後最大洪水規模の洪水を流下させることができない区間が残っている。

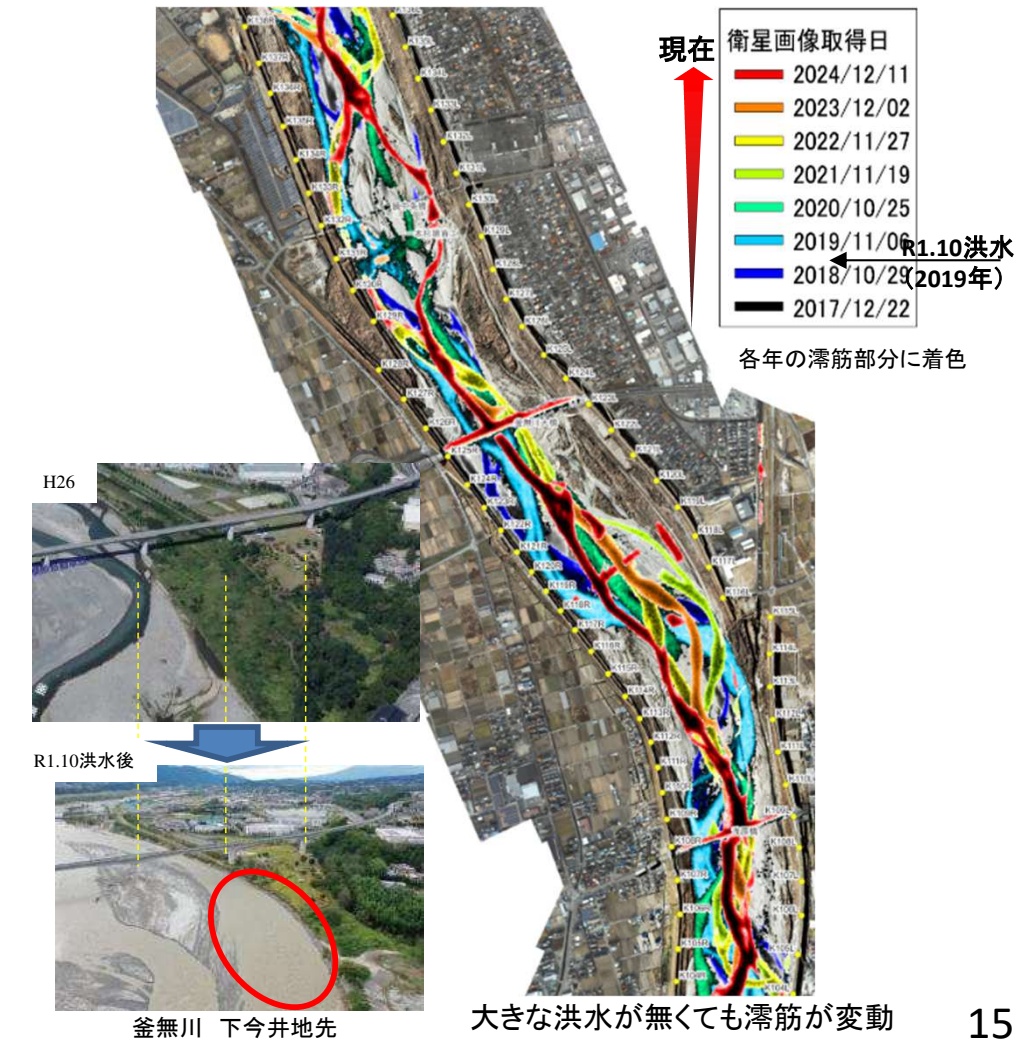
堤防整備状況(令和8年3月時点) 単位:km			
河川名※1	計画堤防断面※2	今後整備が必要な区間※3	合計
富士川	113.3	52.3	165.6

- ※1: 支川の大庄管理区間を含む
- ※2: 標準的な堤防の断面形状を満足している区間
- ※3: 標準的な堤防の断面形状に対して高さ又は幅が不足している区間



堤防の安全性の確保

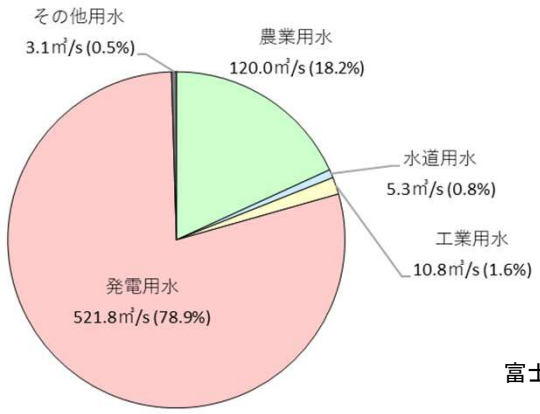
中小規模の洪水によって堤防際までの侵食や護岸の損傷が発生し、緊急復旧や緊急的な対策を実施している。
今後甚大な被害が発生するおそれがあることから、堤防の安全性を向上させるための対策を実施する必要がある。



2. 流域の社会情勢の変化(渇水の状況・水質の状況)

- 富士川は発電用水をはじめ、農業用水、上水道用水・工業用水として利用されている。発電利用が78.9%と最も多く、次いで農業用水18.2%となっている。
- 生物化学的酸素要求量(以下「BOD」という。)(75%値)で評価すると、近年は殆どの区間で環境基準を達成しているが、今後も注意深く監視する必要がある。

富士川の水利用

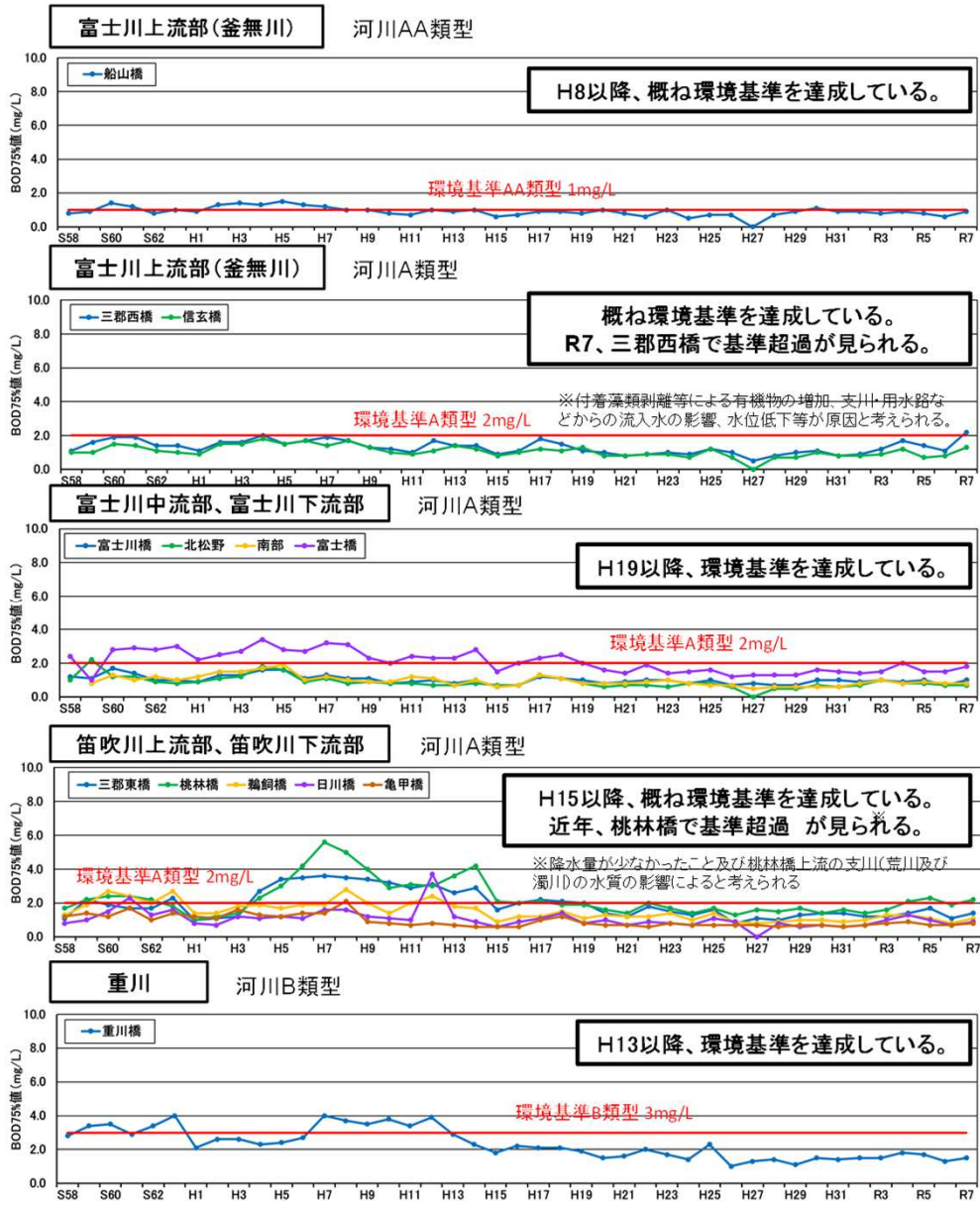


富士川水系における水利権量の内訳
(令和5年度時点)

渇水被害の発生と対策状況

- 近年の渇水の状況としては、昭和62年(1987年)、平成2年(1990年)、平成6年(1994年)、平成8年(1996年)、平成25年(2013年)に瀬切れが発生しており、甲府盆地の各地の井戸枯れなど利水へも影響があった。
- 取水源の枯渇は、井戸取水によるものがほとんどであり、被害は飲料水の断水、制限等が主であり対策としては工業用水の取水制限要請などの緊急対策と、取水源確保として自家井戸から簡易水道への切り替えといった地下水確保対策が主となっている。
- 一方、河川水量の枯渇による障害は、瀬切れによる魚のへい死が報告されている。特に、平成2年(1990年)釜無川での瀬切れにおいては、数万匹の川魚が酸欠や水温上昇が原因で大量死し、生態系等への影響が懸念された。

富士川の水質



2. 流域の社会情勢の変化(地域の協力体制)

- 「水防災意識社会」の再構築を目的として、沿川市町、県、国が減災のための目標を共有し、連携・協力してハード対策とソフト対策を一体的、計画的に推進するため、平成28年に「富士川流域における減災対策協議会」を設立(R8.5.21名称変更「富士川流域における大規模氾濫減災対策協議会」)し、「富士川流域の減災に係る取組方針」に基づき各機関が取り組みを実施している。
- 近年の激甚な水害や気候変動による水害リスクの増大に備えるため、集水域から氾濫域にわたる流域に係るあらゆる関係者により流域全体で行う「流域治水」へ転換するため、令和2年に「富士川流域治水協議会」を設置し、「富士川水系流域治水プロジェクト」をとりまとめた。
- 富士川流域の横川等4河川を、令和7年9月に山梨県が特定都市河川に指定し、「流域治水」の取り組みを一層推進している。

富士川流域における大規模氾濫減災対策協議会

○「富士川流域の減災に係る取組方針」(R8.5.21改訂)

◆取組項目の簡潔化・再整理

大規模氾濫減災対策協議会では10年間の蓄積を踏まえ、**取組項目の大幅な再整理を実施。**
重複・形骸化していた項目や流域治水協議会の項目について統合・削除を行い、**49→32項目**へ再整理した。

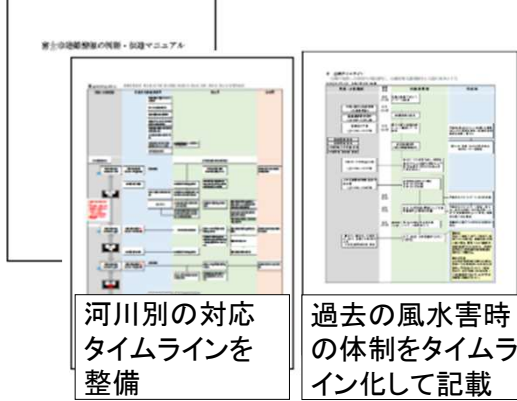
No.	第3期の新規追加の取組項目
1	浸水想定区域図や水害リスクマップ、多段階浸水想定図の活用、周知による水災害リスクの提供
17	避難所、避難場所等の確保、更新
21	防災計画の確認、更新

【取組事例】

○ハザードマップの周知～マイ・タイムライン作成～出前塾の開催 (韮崎市)



○避難情報の判断・伝達マニュアル作成 (富士市)



富士川流域治水協議会

氾濫危険区域の整備
経費率91%
(国・県・市町)

農地・農産物の活用
5市町村
(国・県・市町)

流出調整施設の整備
0施設
(国・県・市町)

山間の治水対策
51箇所
(国・県・市町)

山間の治水対策
6市町村
(国・県・市町)

避難所の確保
520箇所
(国・県・市町)

避難所の確保
252施設
(国・県・市町)



流域治水協議会 開催状況 (令和8年5月)

特定都市河川指定



横川他4河川を特定都市河川に指定

3. 地域の意向(地域からの主要要望事項)

- 防災・減災、国土強靱化のために必要な予算・財源を確保
- 災害の再発を防ぐ計画的な整備
- 気候変動を踏まえた治水対策等の推進
- 河道改修及び堤防整備の推進
 - ・重要水防危険箇所の早期解消
 - ・昭和57年洪水での浸水箇所に対する流下能力の確保等
 - ・浸透、洗堀等に対する堤防の質的強化
- 災害時の災害復旧活動拠点の整備
 - ・富士市木島地区河川防災ステーションの整備の推進
- 流域の水害に対する安全性向上のための対策の推進
 - ・「富士川水系流域治水プロジェクト」の推進及びそれにかかわる自治体への支援
 - ・流域自治体の洪水ハザードマップ等作成支援や出水時の避難判断のための情報提供
 - ・災害発生時のTEC—FORCE(緊急災害対策派遣隊)の派遣等、災害対応のための組織体制・機能の継続的強化
- 「かわまちづくり」による水辺環境整備の推進

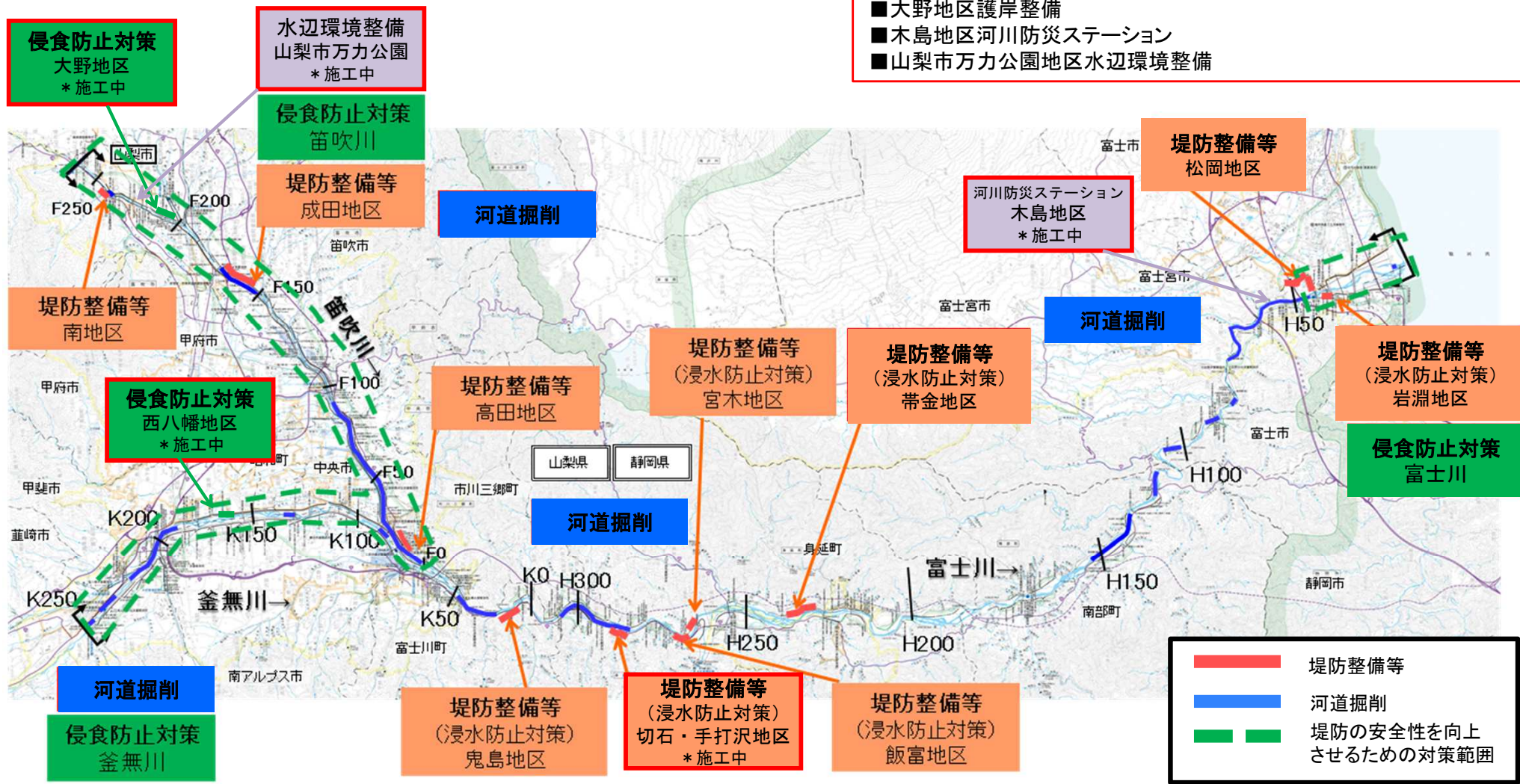
※本資料は、流域内の自治体等からいただいた主要要望をとりまとめたもの

4. 事業の進捗状況(完了した整備及び現在整備中の主な箇所)

- 【治水】甲府盆地や富士平野を流下し氾濫域に人口・資産が集積している、富士川の重要性を考慮し、目指す治水安全度の水準は、戦後最大規模の洪水(富士川・釜無川については、昭和57年(1982年)8月洪水、笛吹川については昭和34年(1956年)洪水)が再び発生しても災害の発生防止又は軽減を図る。
- 【利水】清水端地点においてかんがい期は概ね22m³/s、非かんがい期は概ね13m³/sを流水の正常な機能を維持するため必要な流量とし、これらの流量を確保するよう努める。
- 【環境】治水、利水及び流域の自然環境、社会環境との調和を図りながら、河川空間における自然環境の保全・創出と秩序ある利用の促進を図る。

【整備中の主な箇所】

- 切石・手打沢地区築堤
- 西八幡地区護岸整備
- 大野地区護岸整備
- 木島地区河川防災ステーション
- 山梨市万力公園地区水辺環境整備



4. 事業の進捗状況(治水)①—洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項—

① 流下能力を確保するための対策(堤防整備等・河道掘削)

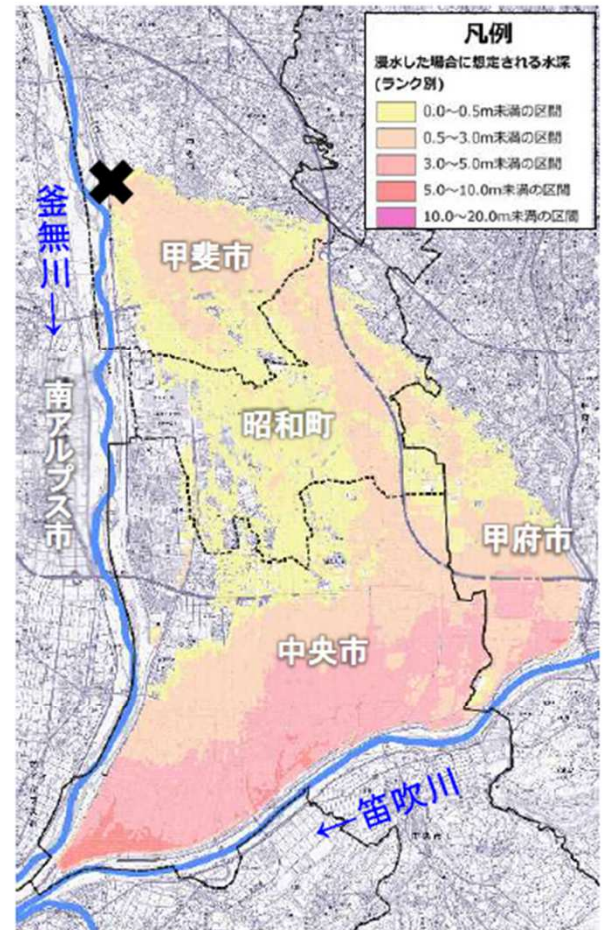
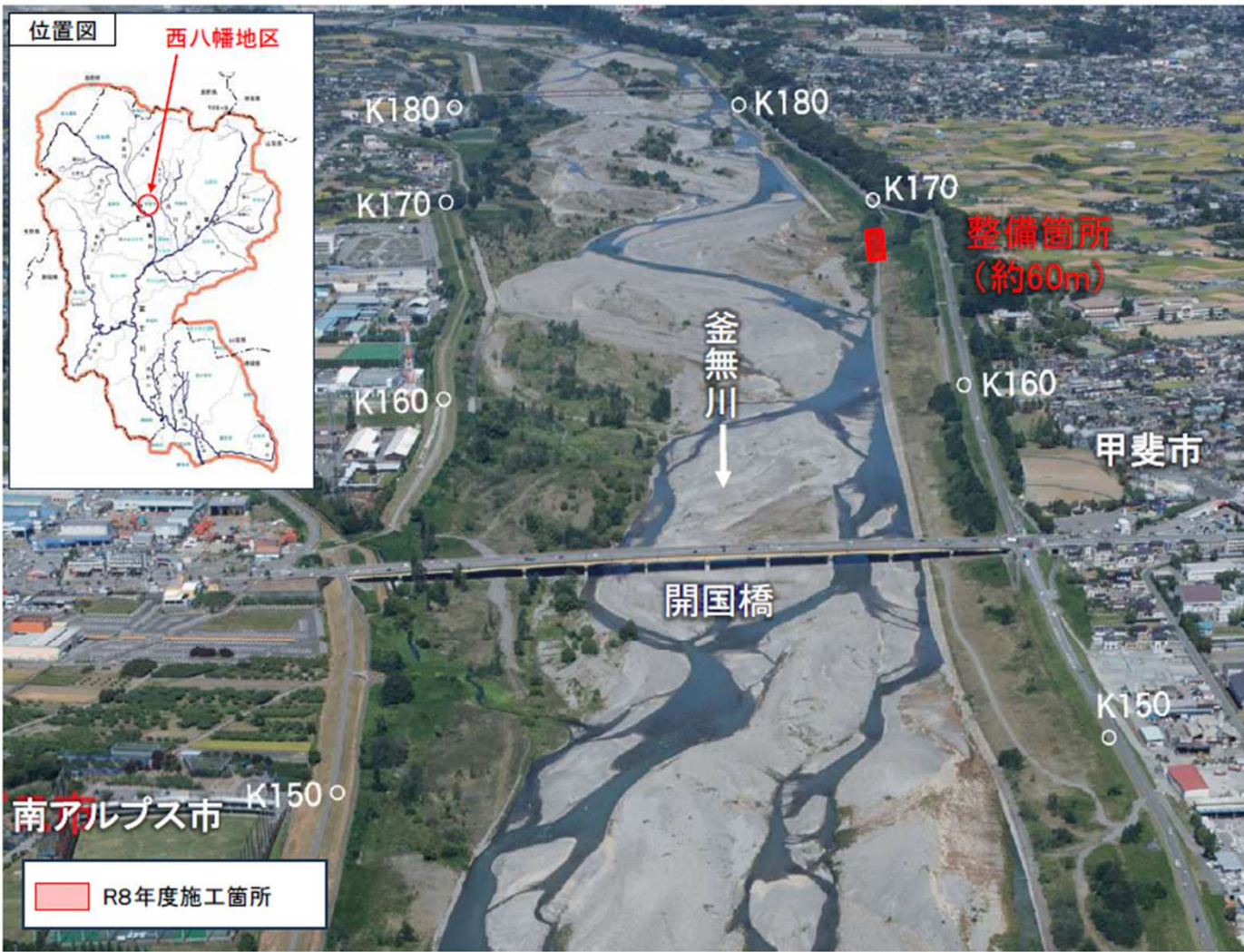
- 堤防が整備されていない区間や、堤防の高さや幅が不足している区間において、嵩上げや拡築を行う。
- 身延町の切石・手打沢地区については、堤防がない箇所や低い箇所があり、過去の洪水で浸水被害が発生していることから、築堤整備を進める。(手打沢地区については、令和7年度に整備完了。)
- 洪水を安全に流下させるために必要な箇所等において、河道掘削等を行う。



4. 事業の進捗状況(治水)②—洪水等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項—

②堤防の安全性を向上させるための対策

- 人口・資産の集積する甲府盆地や富士平野をはじめとして所要の安全性を向上させるための整備を計画的に行う。
- 富士川水系は、土砂生産が多く、かつ、急流河川のため、洪水時には河岸を急激に洗掘され、堤防が決壊するリスクが高いことが特徴であることから、洗掘防止対策として護岸整備を進める。



浸水想定区域図(想定最大規模)

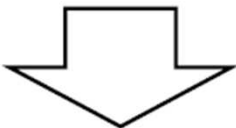
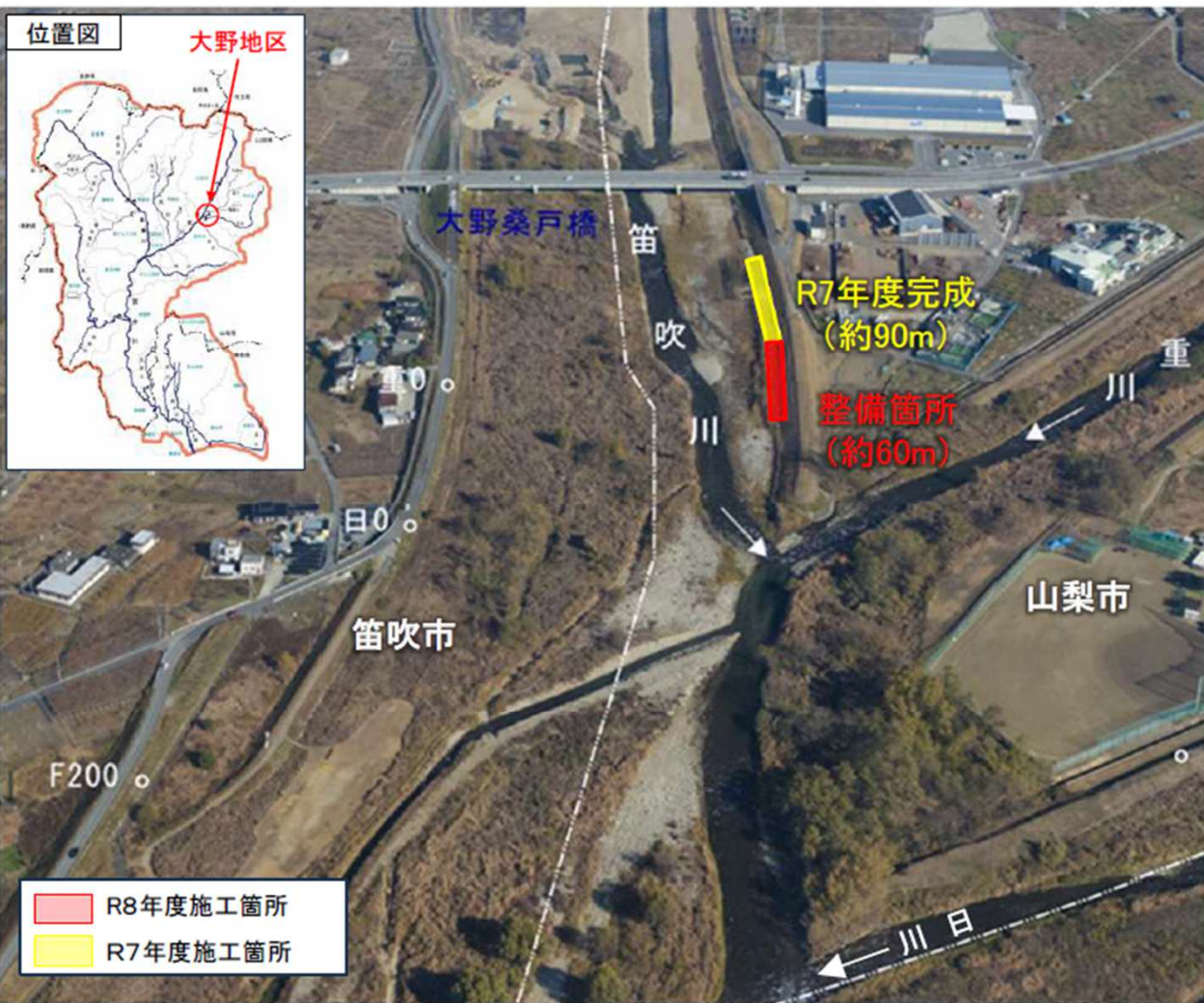
釜無川左岸西八幡地区付近が破堤により、甲斐市、昭和町、中央市、甲府市まで浸水するおそれ

釜無川西八幡地区護岸整備

4. 事業の進捗状況(治水)③ —洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項—

②堤防の安全性を向上させるための対策

- 人口・資産の集積する甲府盆地や富士平野をはじめとして所要の安全性を向上させるための整備を計画的に行う。
- 富士川水系は、土砂生産が多く、かつ、急流河川のため、洪水時には河岸を急激に洗掘され、堤防が決壊するリスクが高いことが特徴であることから、洗掘防止対策として護岸整備を進める。



笛吹川大野地区護岸整備

令和7年度完成箇所

4. 事業の進捗状況(治水)④ ―洪水等による災害の発生防止又は軽減に関する事項―

③超過洪水対策

- 河川堤防が決壊し甚大な被害が発生した場合でも、洪水を速やかに排水することで湛水期間を短くし、復旧に早期着手するために、富士川に古くから残る、霞堤の機能の保全に努めるほか、既存施設の有効活用や、地域毎の水害リスクを考慮したまちづくりのための関係機関に対する必要な支援を行う。
- 氾濫水が集中する箇所において、氾濫水の排除に関する検討を行う。

④地震・津波遡上対策

- 耐震性能の照査等を行い必要に応じて耐震・液状化対策を行う。
- 津波が遡上する区間では、操作員の安全を確保し、津波による堤内地への浸水を防止するため、樋門・樋管等の遠隔操作化や自動化等を進める。
- 平成23年(2011年)に制定された「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき関係県が設定する津波浸水想定に対して、必要に応じて情報提供、技術的な支援等に努めている。

⑤危機管理対策

- 安全な避難場所への避難が困難な地域等においては、地域の意向を踏まえつつ、工事残土の活用等により応急的な避難場所となる高台等を確保するよう努めている。
- 雨量、水位等の観測データ、レーダ雨量計を活用した面的な雨量情報や河川監視用CCTVカメラによる映像情報を収集・把握し、適切な河川管理を行う。

＜水防活動ヤード＞

災害時には、水防センターや一時避難場所として活用されるとともに、ヘリポートとしての活用など、水防活動の拠点となります。

完成状況(R7年度末現在)

＜資材備蓄ヤード＞

災害時には、被災箇所の迅速かつ円滑な復旧活動を行うための資機材の提供を行う拠点となります。

整備状況(R7年度末現在)

河川防災ステーションは、災害時に迅速な復旧活動を行うための拠点となる施設であり、増穂地区(富士川町)に続き、2つ目の河川防災ステーションを木島地区(富士市)に整備しており、令和8年度中に完成する予定。

4. 事業の進捗状況(利水・環境)①

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

■ 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持を図るため、関係機関と連携した水利用の合理化を促進する。

富士川流況改善調整会（第1回） 議事概要

(会 期)

1. 日時：令和8年3月17日(火) 11:00～12:00

第1条 本会は、「富士川流域改善協議会」(以下「調整会」と称する)。

2. 場所：甲府河川国庫事務所 会議室（R03 使用）

(目 的)

3. 議事概要

第2条 調整会は、富士川中流部における維持費減に対して現況改善が著しく不足する区間（富士川中流～芝川合流）を対象に、現況改善による良好な河川環境を創出するための連携調整を行うことを目的とする。

○ 富士川中流部における維持費減に対して現況改善が著しく不足する区間（富士川中流～芝川合流）を対象に、現況改善による良好な河川環境を創出するための連携調整を行うことを目的とする連携調整会の発足にあり決議要請を定めた。

(区域調整事項)

○ 河川管理者から維持費減、正常流量の確保状況について説明し、富士川中流部の状況と比べて芝川合流間では、現況改善が維持費減下回る状況があるため、流量確保が必要であることを共有した。

第3条 調整会は、前項の目的を達成するために次の事項について連携調整を行うものとする。

○ 今後も富士川中流の流況改善に向けて、関係機関が調整を行ないながら良好な環境の保全・創出に向けて取り組んでいくことを確認した。

- (1) 富士川中流部の河況改善効果の共有
- (2) 河川流況の区域調整効果の共有
- (3) 河川流況改善に向けた連携調整
- (4) その他必要な事項

○ 協議員において、既得水利の変更、用水の合理化、ダムの有効活用等、対象区間に関する流況改善につながる情報を収集し、本会においてこれを確認した。

(議 程)

第4条 調整会は別紙1～1に掲げる事項に基づいて組織する。

(会 場)

第5条 会場は飯沼赤公園とする。

第6条 会場に準拠した資料は訂正権を放棄する。ただし、本会を代表する個人に関する事項等に関することは上記範囲より一時的な例外とし、調整会の了解を待て公開しないものとする。

○ 日本経済会議より「流況が著しく不足する区間の対応については、必要とされる資金を金庫に、前川流域等における復元をしながら、今後、調整を継続する」との発言があった。

(参 加 者)

第7条 この会議は調整会、進行及び司会者は事務局が行う。

○ 次回は令和8年度中に開催する予定であり、具体的な開催時期については日経調整のうえ決定することを確認した。

第8条 会場は、国土交通省関東地方整備局河川局河川課(飯沼赤公園)とする。

(議 程)

第9条 この会議は調整会に定めるもののほか、調整会の運営に必要とする事項は、事務局が調整会に譲って定める。

(附 則)

第10条 本議定書は、令和8年3月17日から施行する。

以上

富士川流況改善連絡調整会を令和8年3月17日に設立。

河川環境の整備と保全に関する事項

①水質保全

- 地域住民や関係機関と連携を図り、環境基準を満足する現在の良好な水質を保全する。
- 水質異常が発生した際には、関係機関と連携し迅速に対処し、被害の拡大を防止する。



水生生物調査

②動植物の生息・生育・繁殖の場の保全・創出

- 河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せずそれに時間を要する場合もあるとともに、河川の作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価する。
- 定量目標を設定した富士川下流部のH46～H54付近(5.0km～6.0km付近)の整備に当たっては、流下能力確保のための河道掘削に併せて、イカルチドリやコアジサシ等が生息・繁殖する場となる礫河原(自然裸地及び礫原植生)を創出する。
- 掘削に当たっては、ハリエンジュやアレチウリ等の外来生物や特定外来生物の駆除を行う。
- 水域では、瀬や淵等現状の流路の形状の保全に努め、掘削時に発生した巨礫や玉石等を可能な限り再配置し、多様な流速の場を創出しカマキリ等の休息場や隠れ場を保全・創出する。



富士川中流部の礫河原



イカルチドリ



カマキリ

4. 事業の進捗状況(環境)②

河川環境の整備と保全に関する事項

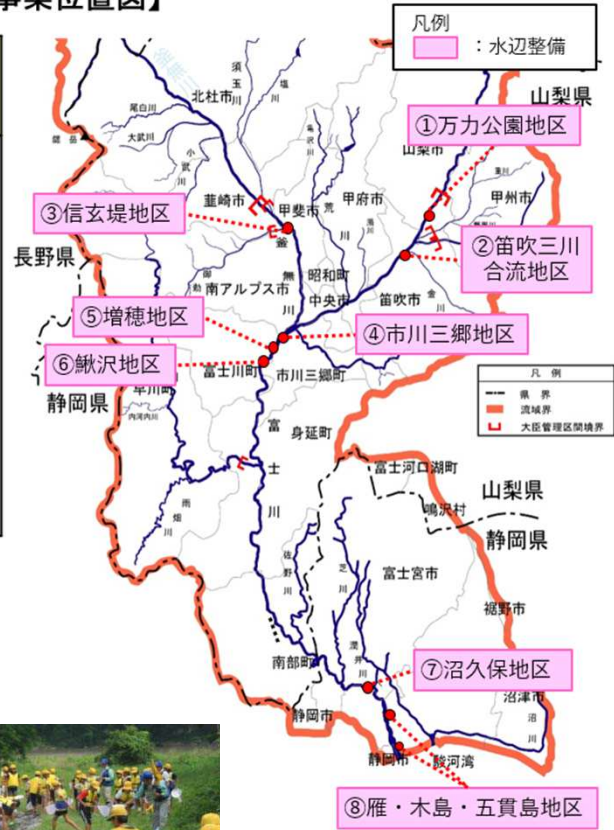
③人と河川との豊かなふれあいの確保に関する整備

- 沿川地方公共団体や地元住民との連携のもと、地域のまちづくりと一体となった、魅力ある水辺空間の整備を行い、水辺利用の促進や賑わいの創出を図っている。
- 8地区での水辺整備工事は令和8年度に完了する予定。(万力公園地区において、整備効果をはかるモニタリングをR11年度まで実施予定。)

【実施事業】

再評価 評価単位	分野	個別 事業名	河川	個別地区名	主たる 整備の内容	単位	数量			事業 期間
							全体計画	R7年度末	残	
富士川総合水系環境整備事業	水辺整備	富士川総合水系環境整備事業	釜無川 笛吹川 富士川	①万力公園地区 ②笛吹三川合流地区 ③信玄堤地区 ④市川三郷地区 ⑤増穂地区 ⑥鯉沢地区 ⑦沼久保地区 ⑧雁・木島・五貫島地区	階段護岸 親水護岸	m	2,055	2,055	0	H15 ～ R11
					管理用通路 散策路	m	11,407	11,407	0	
					基盤整備・高水 敷整正	m ²	113,215	113,215	0	
					水路	m	200	200	0	
					坂路	箇所	7	7	0	

【事業位置図】



管理用通路・散策路の整備



階段護岸・親水護岸の整備



坂路の改良



水路の整備



4. 事業の進捗状況(維持管理)①

洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

①河道の維持管理

- 河道の機能を適切に維持していくため、適切に点検、巡視、測量等を行い、河道形状の把握に努める。
- 河道内の堆積土砂や樹林化の進行は、流下能力の低下や樋門・樋管等の排水機能の低下等の支障をきたすおそれがあるため、必要に応じて土砂の除去や樹木の伐採を実施する。
- 出水に伴う河岸の変状について、堤防保護の支障となる場合には、適切な措置を実施する。

②堤防の維持管理

- 堤防の機能を適切に維持していくために、堤防の変状や異常・損傷を早期に発見すること等を目的として、適切に堤防除草、点検、巡視等を行うとともに、河川巡視や水防活動等が円滑に行えるよう、管理用通路等を適切に維持管理する。
- 点検、河川巡視や定期的な縦横断測量調査等の実施により、堤防や護岸等の損傷等が把握された場合には、必要に応じて所要の対策を講じていく。
- 堤防決壊による被害を最小限にとどめるために、霞堤の機能の保全、堤防の機能を維持するための適切な植生管理、作業員の高齢化等による担い手不足等に対応する除草機械の遠隔化・自動化による作業の効率化・省人化等を推進するとともに、公募等による民間活力の活用や地域との共働を検討する。

③樋門・樋管等の河川管理施設の維持管理

- 樋門・樋管・排水機場等の河川管理施設の機能を適切に維持していくため、洪水、津波、高潮等の際に必要な機能が発揮されるよう、適切に点検、巡視等を行い、施設の状態把握に努め、必要に応じて補修・更新を行い、長寿命化を図る。
- 河川管理施設の操作については、操作規則等に基づき適切に実施する。
- 施設操作の確実性を高めるため、予備電源の確保等のバックアップ機能の強化に加え、操作員等の安全確保や高齢化等による操作員のなり手不足への対応として、必要に応じ施設操作の遠隔化・自動化や無動力化等を進めていく。
- 雨量観測所、水位観測所、河川監視用CCTVカメラ、光ファイバー等の施設については、これらが正常に機能するよう適切な維持管理を実施する。

④許可工作物の機能の維持

- 橋梁や樋門・樋管等の許可工作物は、老朽化の進行等により機能や洪水時等の操作に支障が生じるおそれがあるため、施設管理者と合同で技術的基準及び許可条件に基づいた適切な維持管理がなされているかの確認を行うことにより、施設の管理状況を把握する。また、定められた許可基準等に基づき適正に管理されるよう、必要に応じて施設管理者に対し改築等の指導を行う。



許可工作物の履行検査

4. 事業の進捗状況(維持管理)②

洪水、津波、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項

⑤不法行為に対する監督・指導

- 河川敷地において流水の疎通に支障のおそれがある不法な占用、耕作及び工作物の設置等の不法行為に対して適正な監督・指導を行う。

⑥河川等における基礎的な調査及び研究

- 治水・利水・環境の観点から、河川を総合的に管理していくため、流域内の降雨量の観測、河川の水位・流量の観測、風向・風速の観測、河川水質の調査等を継続して実施し、樹木の繁茂状況、河床の変化、河床材料等を必要に応じて調査する。
- 観測精度を維持するため、日常の保守点検を行うとともに、必要に応じて観測施設や観測手法の改善等を行う。

⑦地域における防災力の向上

- 堤防決壊等による洪水氾濫が発生した場合、自助・共助・公助の精神のもと、住民等の生命を守ることを最優先とし、被害の最小化を図る必要がある。そのため、迅速かつ確実な住民避難や水防活動等が実施されるよう、関係機関との一層の連携を図る。
- 洪水時の連絡体制が確立されるよう平常時から地方公共団体・報道機関の関係機関等と防災に関する様々な情報の共有を行うなど一層の連携を図る。



合同水防講習会

大雨や台風期に備え、出水時における水害を防ぐための技術の習得を目的として、山梨県南巨摩郡富士川町青柳地先において、自治体などと合同で水防講習会を令和6年7月24日に開催。

4. 事業の進捗状況(維持管理)③

河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項

- 河川水の利用については、日頃から関係水利使用者等との情報交換に努める。
- 水利権の更新時には、水利の実態を踏まえ、適正に見直しを行う。
- エネルギーとしての活用を推進するために、小水力発電事業者と関係機関との情報共有を進める等により小水力発電プロジェクトの形成を支援する。
- 渇水対策が必要となる場合は、関係水利使用者等で構成する協議会等を通じ、関係水利使用者による円滑な協議が行われるよう、情報提供に努め、必要に応じて、水利使用の調整に関してあっせん又は調停を行う。
- 流域総合水管理の一環として、流域のあらゆる関係者と協働して、合理的な水利用の促進と流域の貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を推進する。

河川環境の整備と保全に関する事項

①水質の保全

- 水質観測は、引き続き水質観測地点で定期的な観測を続けるとともに、水質異常時の監視を行い、これらの情報を県、市町等の関係機関に提供する。
- 水質は、本川のみならず支川等も含めた流域全体の社会生活に起因する汚濁負荷量に支配されることから、関係機関及び地域住民と連携し、住民による簡易水質測定などの啓発活動を通じ汚濁負荷量の軽減を図る。
- 富士川の水質事故対策については関係機関と連携し、より適切な対応を図るため関東地方水質汚濁対策連絡協議会を活用し、体制の充実強化を図るとともに、住民に対する啓発活動を通じ、水質汚濁防止の重要性に関する理解を深めていく。
- 水質事故時は、関係機関と連携した迅速かつ的確な対応により被害の拡大を防止する。さらに河川巡視及び河川愛護モニター等により水質の監視を行い、異常水質の早期発見に努める。



水質事故対策講習会の開催状況
(令和7年12月)

4. 事業の進捗状況(維持管理)④

河川環境の整備と保全に関する事項	
<div>②自然環境の保全</div> <div><ul style="list-style-type: none">■ 良好な自然環境の維持を図るためには、河川環境の実態を定期的、継続的、統一的に把握する必要があることから、「河川水辺の国勢調査」等により、基礎情報の収集・整理を実施する。■ 河川環境は、工事等の実施後直ちに回復せず、それに時間を要する場合もあり、かつ、河川的作用によって常に変化するものであることから、短期的な変化だけではなく、中長期的、広域的な変化も含めて取組を評価するものとし、対策が必要となった場合は、河川的作用による変化に応じて順応的な管理を行う。■ 生態系ネットワーク連続性の観点からアユ、ウグイ等を含む水生生物が遡上及び降下できるよう施設管理者や関係機関と連携し、移動経路の確保に関する調査検討を行う。■ 外来生物等の生息・生育・繁殖が確認される場合は、必要に応じて学識経験者等の意見を聴きながら、関係機関や地域住民と連携して防除等の対策を実施する。</div>	<div>⑤景観の保全</div> <div><ul style="list-style-type: none">■ 富士川の有する優れた自然的景観要素並びに信玄堤や万力林、雁堤等の歴史的治水施設による文化的景観要素の保全を図るとともに、占有者による新たな施設の設置等に当たっても同様の指導を行う。</div> <div>⑥環境教育の推進</div> <div><ul style="list-style-type: none">■ 環境教育や自然体験活動等への取組について、河川協力団体、市民団体、地域の教育委員会、学校や民間企業等、関係機関と連携し、推進する。■ 河川の魅力や洪水時等における水難事故等の危険性を伝え、安全で楽しく河川に親しむための正しい知識と豊かな経験を持つ指導者の育成を支援する。■ 水難事故の発生に対処するため、河川管理者並びに、地方公共団体、警察署、消防署等と連携し、防止に努める。</div> <div>⑦不法投棄対策</div> <div><ul style="list-style-type: none">■ 地域住民の参加による河川の美化・清掃活動を沿川地方公共団体と連携して支援し、河川美化の意識向上を図る。■ 地域住民、河川協力団体やNPO及び警察等と連携・協働した河川管理を行うことで、ゴミの不法投棄対策に取り組む。</div>
<div>③河川空間の適正な利用</div> <div><ul style="list-style-type: none">■ 河川敷の占用及び一時使用の許可に当たっては、当該地の自然環境の保全について十分考慮したうえで適正な利用が行われるよう施設管理者等を指導するとともに、利用者に対する啓発に努める。■ 既存の親水施設、坂路や階段等についても、地域住民や沿川地方公共団体と一体となって、誰もがより安心・安全に利用できるよう維持管理を行う。■ 地域文化伝承の観点から祭り等での河川敷の利用や史跡等の保全に協力するとともに、その基礎となる河川空間の保全につとめる。</div>	<div>④水面の適正な利用</div> <div><ul style="list-style-type: none">■ 水面の利用に当たっては、河川管理を適正に行いつつ河川における自由使用(ラフティング等)がある河川区域については、必要に応じて、環境保全及び安全指導を行うものとする。</div>

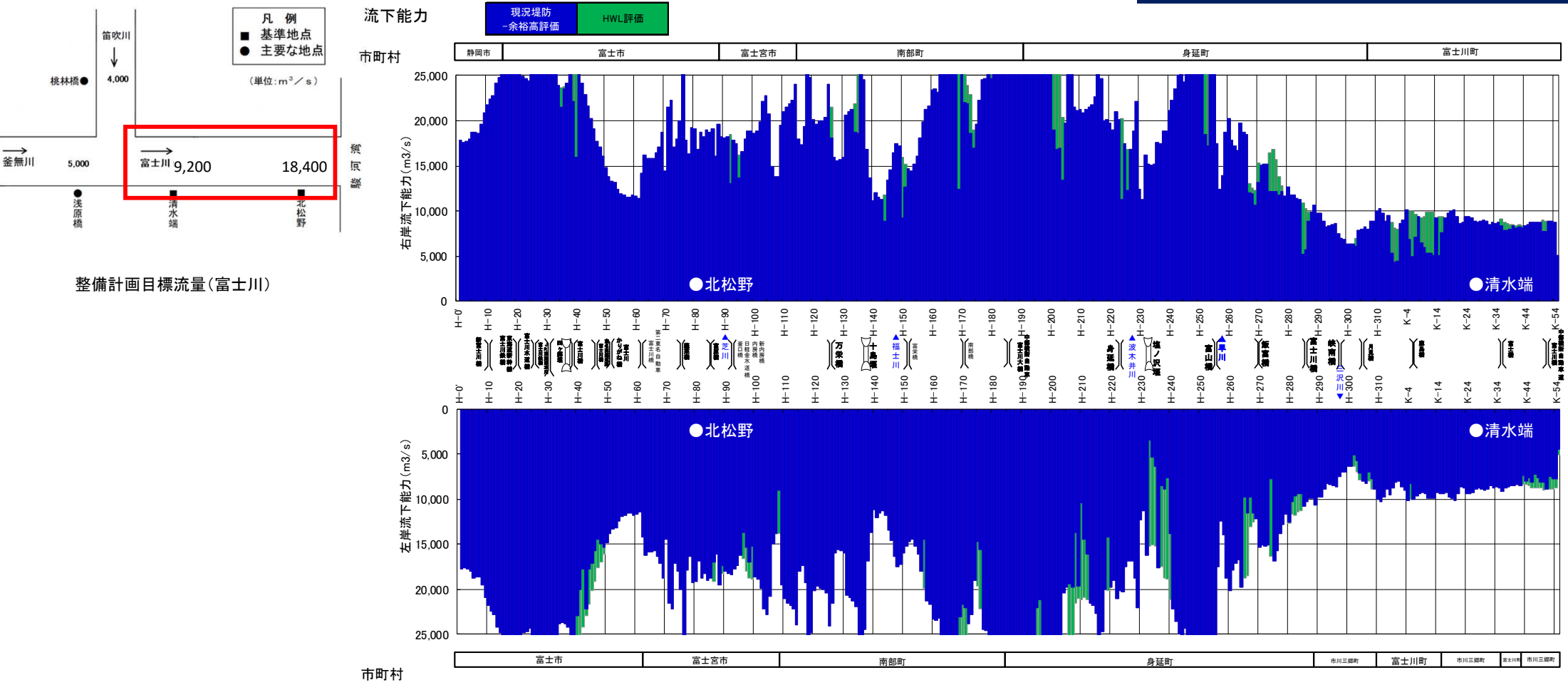


国土交通省、流域3県(山梨県、静岡県、長野県)、流域21市町村で構成される富士川流域連絡会(会長: 甲府河川国道事務所長)による富士川流域河川清掃(令和8年7月)

4. 事業の進捗状況(流下能力図 富士川)

■ 流下能力が満足していない区間がある。

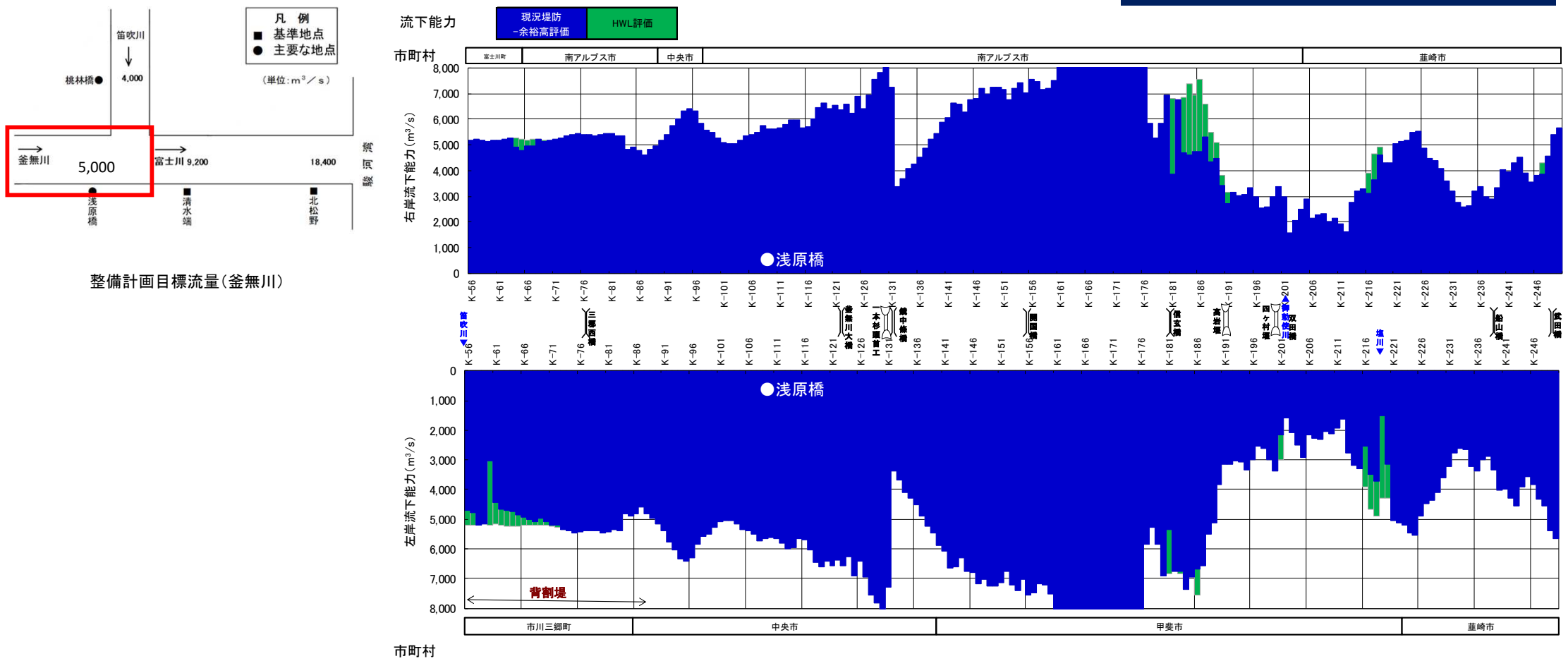
流下能力図(R7.11事業着手時)



4. 事業の進捗状況(流下能力図 釜無川)

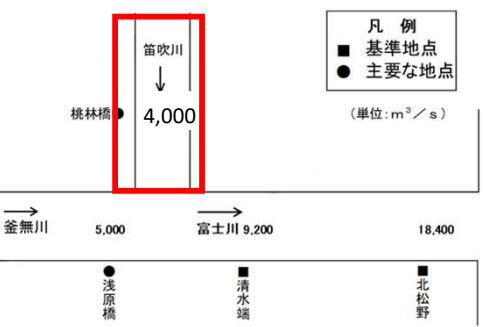
■ 流下能力が満足していない区間がある。

流下能力図(R7.11事業着手時)



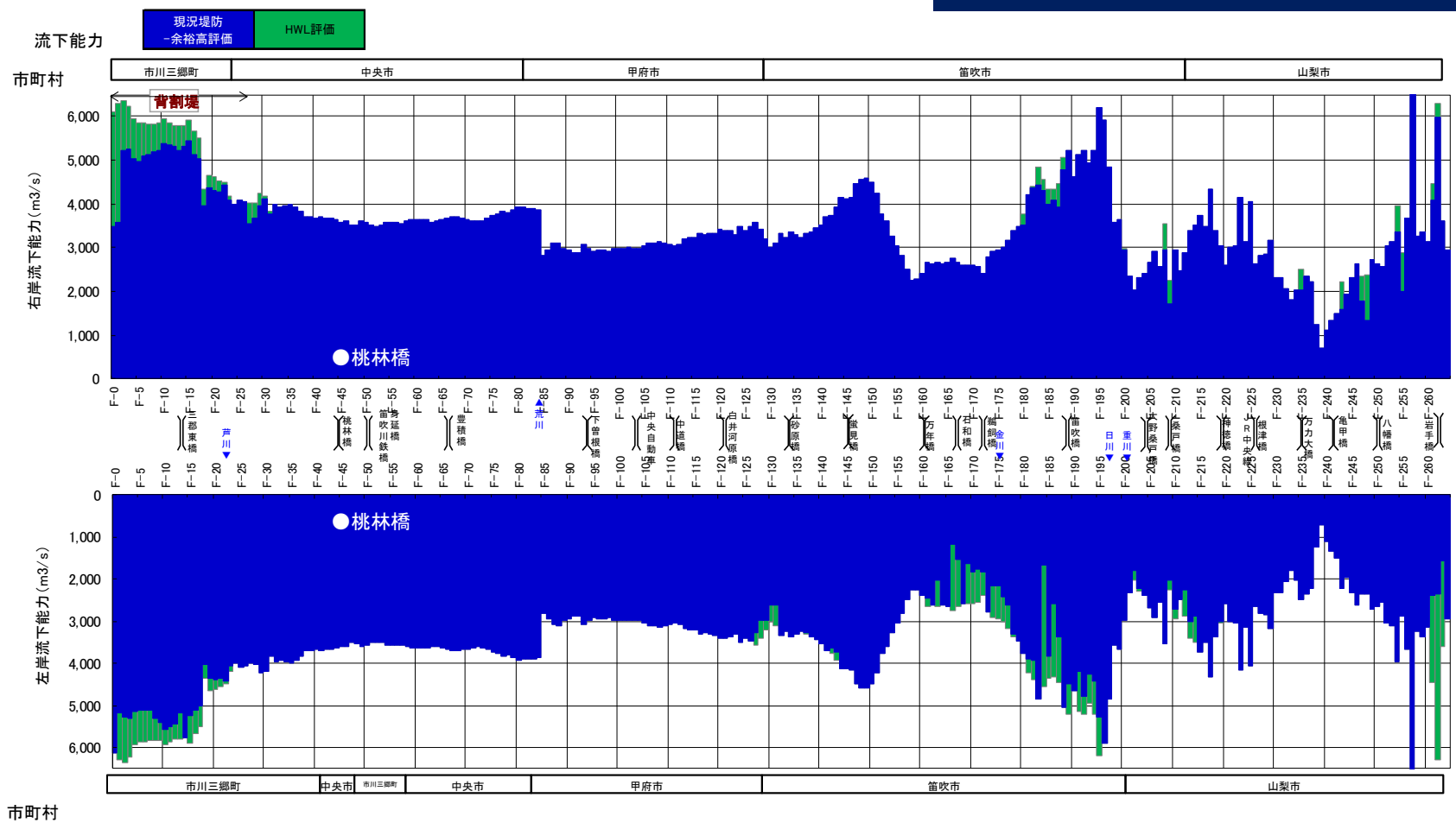
4. 事業の進捗状況(流下能力図 笛吹川)

■ 流下能力が満足していない区間がある。



整備計画目標流量(笛吹川)

流下能力図(R7.11事業着手時)



4. 事業の進捗状況(効果事例)

築堤(大野地区)

- 富士川の大野地区で平成21年度より築堤を実施しており、平成25年度に完了している。築堤の完成により、大野地区では戦後最大規模の昭和57年8月洪水と同規模の洪水に対する流下能力を確保している。

○事業範圍:H216~H224右岸
○事業期間:H21~H25



整備前(H10年度撮影)



整備後（H26年度撮影）

水辺環境整備事業(水辺整備)

- 「かわまちづくり」計画に基づき、水辺空間活用を推進するため、まちづくりと一体となった水辺整備を行った。整備後にはスポーツやイベント利用の場として活用されている。

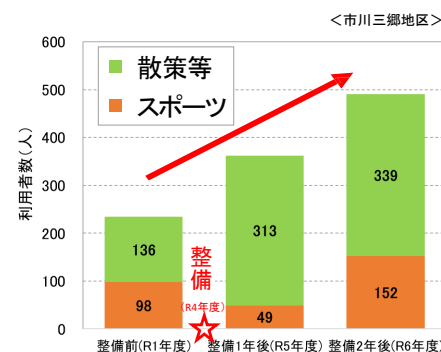


水辺整備事業箇所
(市川三郷地区)



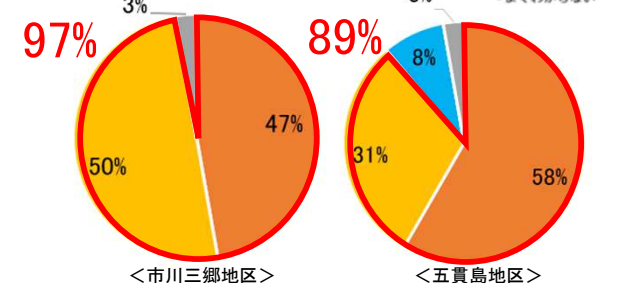
水辺整備事業箇所
(五貫島地区)

◆ 整備後の利用実態調査結果(R6)



R6利用者は整備前の2倍以上に増加

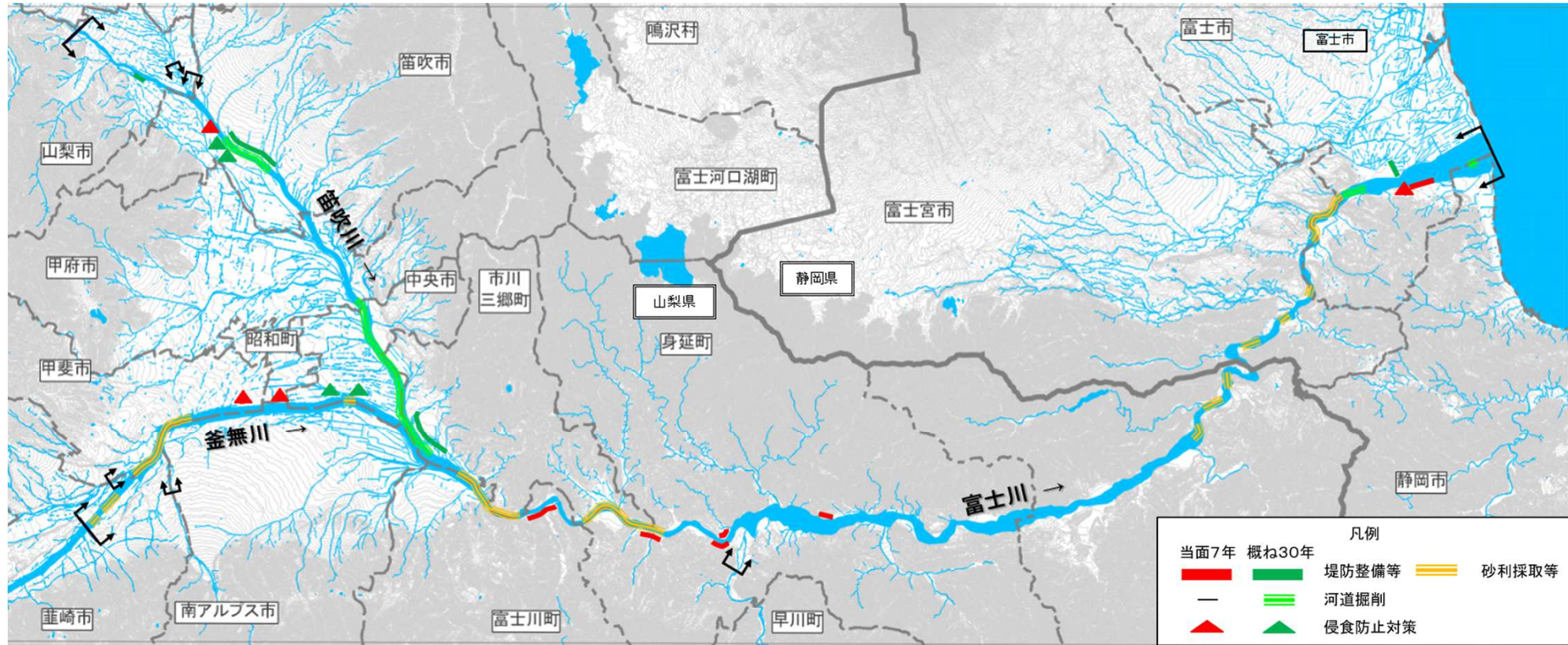
整備後の利用状況



アンケート回答者の約9割以上が
整備に対する満足度が高い

5. 事業の進捗の見通し(当面の整備の予定)

- 急流河川であり、土砂生産量の多い富士川においては、土砂動態を把握し、現況河道を評価した上で、河川環境の向上を図りつつ、河道掘削や堤防整備等による流下能力を確保するための対策を実施するとともに、河岸侵食・河床洗掘が頻発する状況に鑑み、侵食対策等により、堤防の安全性の向上を図る。さらに、中流部については、地形特性を考慮のうえ、浸水防止対策を行う。
- 関係機関や地域住民と連携・調整を図りながら、災害リスクを考慮した土地利用等を推進しつつ、効率的に災害の発生の防止又は軽減を図る。



項目	当面7年間で整備する箇所	概ね30年間で整備する箇所
堤防整備等	岩淵、切石、帯金、宮木、飯富、鬼島地区	松岡、高田、成田、南地区
河道掘削	—	富士川、笛吹川
侵食防止対策	富士川、釜無川、笛吹川	釜無川、笛吹川

※ 堤防整備等には浸水防止対策を含む

■治水(富士川直轄河川改修事業)に関する費用便益比

$$B/C = 59.3 \text{ (全体事業: R8~R37) }、1.6 \text{ (当面7年間: R8~R14)}$$

※富士川水系河川整備計画フォローアップ委員会(令和7年12月24日)

■環境(富士川水系総合環境整備事業)に関する費用便益比

$$B/C = 6.3 \quad \text{※今回、審議対象}$$

5. 事業の進捗の見通し(コスト削減の取組)

- 河道内樹木については、流下能力の阻害や河川監視カメラによる河川状況の把握等に支障をきたしているため、公募伐採や無償配布、バイオマス発電など民間企業を活用する等のコスト削減を図りつつ、計画的に伐採を実施していく。



伐採木の無償配布の様子



伐採木の積込状況

- 土砂堆積については、流下能力の阻害に支障をきたしているため、砂利採取計画への位置付け等、民間活用を図りつつ、計画的に堆積した土砂の撤去を実施している。



民間企業を活用した砂利採取の様子

- 地元自治体や市民との協働による「富士川流域一斉清掃」や「特定外来生物の駆除」などの取り組みによって、よりよい河川環境の維持が図られています。



外来植物オオキンケイギク駆除作業

6. 河川整備に関する新たな視点(気候変動への取組)

- 平成30年4月より「気候変動を踏まえた治水計画に係る技術検討会」において、気候変動による影響について技術的な検討が進められ、令和元年10月には「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」が提言としてとりまとめられたほか、令和元年11月には、社会資本整備審議会河川分科会気候変動を踏まえた水災害対策検討小委員会が設置され、令和2年7月に「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」について、答申がとりまとめられた。
- 答申では、過去の降雨などの実績に基づいて作成されてきた計画を、気候変動による降雨量の増加などを考慮した計画に見直す必要があるとされている。
- 令和3年4月には、「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言改訂版が公表され、気候変動を考慮した治水計画へ見直すにあたり、計画で想定する外力を世界の平均気温が2度上昇した場合を想定した降雨量とするとともに、過去に経験したことのない雨の降り方も考慮した上で、治水対策の検討の前提となる基本高水を設定すべきことが示された。
- 富士川水系(山梨県、静岡県、長野県)の河川整備基本方針について、気候変動を踏まえた新たな計画へと見直すため、社会資本整備審議会河川分科会河川整備基本方針検討小委員会において、2回(1回目:令和6年12月12日開催、2回目:令和7年1月16日開催)の審議を行い、令和7年3月14日付けで富士川水系河川整備基本方針を変更した。また、関係県会議(計3回)及び有識者会議(計3回)の審議を行い、同年11月26日付けで富士川水系河川整備計画を変更した。

気候変動を踏まえた計画へ見直し

○ 過去の降雨や高潮の実績に基づいて計画を、将来の気候変動を踏まえた計画に見直し

計画の見直し
洪水、内水氾濫、土砂災害、高潮・高波等を
防御する計画は、
これまで、過去の降雨、潮位などに基づいて作成してきた。

しかし、
気候変動の影響による降雨量の増大、海面水位の上昇などを考慮すると
現在の計画の整備完了時点では、実質的な安全度が確保できないおそれ

今後、
気候変動による降雨量の増加※、潮位の上昇などを考慮したものに計画を見直し
※ 世界の平均気温の上昇を2度に抑えるシナリオ(パリ協定が目標としているもの)の場合で
降雨量変化倍率は約1.1倍と試算

外力
現在の目標
気候変動の影響を考慮した目標の見直し
気候変動を考慮した目標

「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」答申(R2.7 社会資本整備審議会)概要資料 より

気候変動を踏まえた治水計画のあり方 提言 改訂版【概要】
＜気候変動に伴う降雨量や洪水発生頻度の変化＞

○降雨特性が類似している地域区分ごとに将来の降雨量変化倍率を計算し、将来の海面水温分布毎の幅や
平均値等の評価を行った上で、降雨量変化倍率を設定。
○2℃上昇した場合の降雨量変化倍率は、北海道で1.15倍、その他(沖縄含む)地域で1.1倍、
4℃上昇した場合の降雨量変化倍率は、北海道・九州北西部で1.4倍、その他(沖縄含む)地域で1.2倍とする。
○4℃上昇時には小流域・短時間降雨で影響が大きいため、別途降雨量変化倍率を設定する。

＜地域区分毎の降雨量変化倍率＞

地域区分	2℃上昇	4℃上昇	短時間
北海道北部、北海道南部	1.15	1.4	1.5
九州北西部	1.1	1.4	1.5
その他(沖縄含む)地域	1.1	1.2	1.3

※ 4℃上昇の降雨量変化倍率のうち、短時間とは、降雨継続時間が3時間以上12時間未満のこと
3時間未満の降雨に対しては適用できない
※ 雨域面積100km²以上について適用する。ただし、100km²未満の場合についても降雨量変化倍
率が今回設定した値より大きくなる可能性があることに留意しつつ適用可能とする。
※ 年超過確率1/200以上の規模(より高頻度)の計画に適用する。

＜参考＞降雨量変化倍率をもとに算出した、流量変化倍率と洪水発生頻度の変化の一級水系における全国平均値

気候変動シナリオ	降雨量	流量	洪水発生頻度
2℃上昇時	約1.1倍	約1.2倍	約2倍
4℃上昇時	約1.3倍	約1.4倍	約4倍

※ 2℃、4℃上昇時の降雨量変化倍率は、産業革命以前に比べて全球平均気温がそれぞれ2℃、4℃上昇した世界をシミュレーションしたモデルから試算
※ 流量変化倍率は、降雨量変化倍率を乗じた降雨より算出した、一級水系の治水計画の
目標とする規模(1/100～1/200)の流量の変化倍率の平均値
※ 洪水発生頻度の変化倍率は、一級水系の治水計画の目標とする規模(1/100～1/200)
の降雨の、現在と将来の発生頻度の変化倍率の平均値
(例えば、ある降雨量の発生頻度が現在は1/100として、将来ではその発生頻度が1/50
となる場合は、洪水発生頻度の変化倍率は2倍となる)

九州北西部 山陰 瀬戸内 中国西部 北陸 東北西部 北海道北部 北海道南部 東北北部 関東 中部 近畿 四国南部 九州南東部 沖縄

「気候変動を踏まえた治水計画のあり方」提言 (令和3年4月改訂)

6. 河川整備に関する新たな視点(流域治水プロジェクト2.0)①

- 令和2年7月にとりまとめられた「気候変動を踏まえた水災害対策のあり方」答申では、これまで進めてきた「水防災意識社会」の再構築の取組をさらに一歩進め、気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえてあらゆる関係者が協働して流域全体で対応する「流域治水」への転換を進めることが示された。
- さらに、気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるために必要な取組を反映した『流域治水プロジェクト2.0』に更新した。

流域治水プロジェクト2.0

～流域治水の加速化・深化～

R8.5更新

- 気候変動の影響により当面の目標としている治水安全度が目減りすることを踏まえ、流域治水の取組を加速化・深化させるため、令和5年度に必要な取組を反映し『流域治水プロジェクト2.0』と改めた。
- 令和7年度、気候変動を考慮し富士川水系河川整備計画変更に伴い、流域治水プロジェクト2.0も更新する。

現状・課題

- 2℃に抑えるシナリオでも2040年頃には降雨量が約1.1倍、流量が1.2倍、洪水発生頻度が2倍になると試算
- 現行の河川整備計画が完了したとしても治水安全度は目減り
- グリーンインフラやカーボンニュートラルへの対応
- インフラDX等の技術の進展

必要な対応

- 気候変動下においても、目標とする治水安全度を現行の計画と同じ完了時期までに達成する
- あらゆる関係者による、様々な手法を活用した、対策の一層の充実を図り、流域治水協議会等の関係者間で共有する。

必要な対応のイメージ

気候変動シナリオ	降雨量 (河川整備の基本とする洪水規模)
2℃上昇	約1.1倍

降雨量が約1.1倍となった場合

全国の平均的な傾向【試算結果】	流量
	約1.2倍

同じ治水安全度を確保するためには、目標流量を1.2倍に引き上げる必要

様々な手法の活用イメージ

- ◆ 溢れることも考慮した漏災対策の推進
・ 粘り強い河川堤防の整備
・ 貯留機能保全地域における、家屋のかさ上げ・移転
- ◆ 治水施設の多面的機能の活用
・ ハイブリッドガムの取組推進
- ◆ インフラDX等の新技術の活用
・ 洪水予測の高度化
・ 浸水センサーの導入
・ ドローンによる河川管理の高度化・効率化
- ◆ 治水施設の多面的機能の活用
・ 平時における遊水地内の利活用
・ MIZBEステーションの整備
(防災×賑わい創出)

※現行の計画と同じ完了時期までに目標とする治水安全度を達成するため、様々な手法を活用し、集中的に整備を進めることが必要

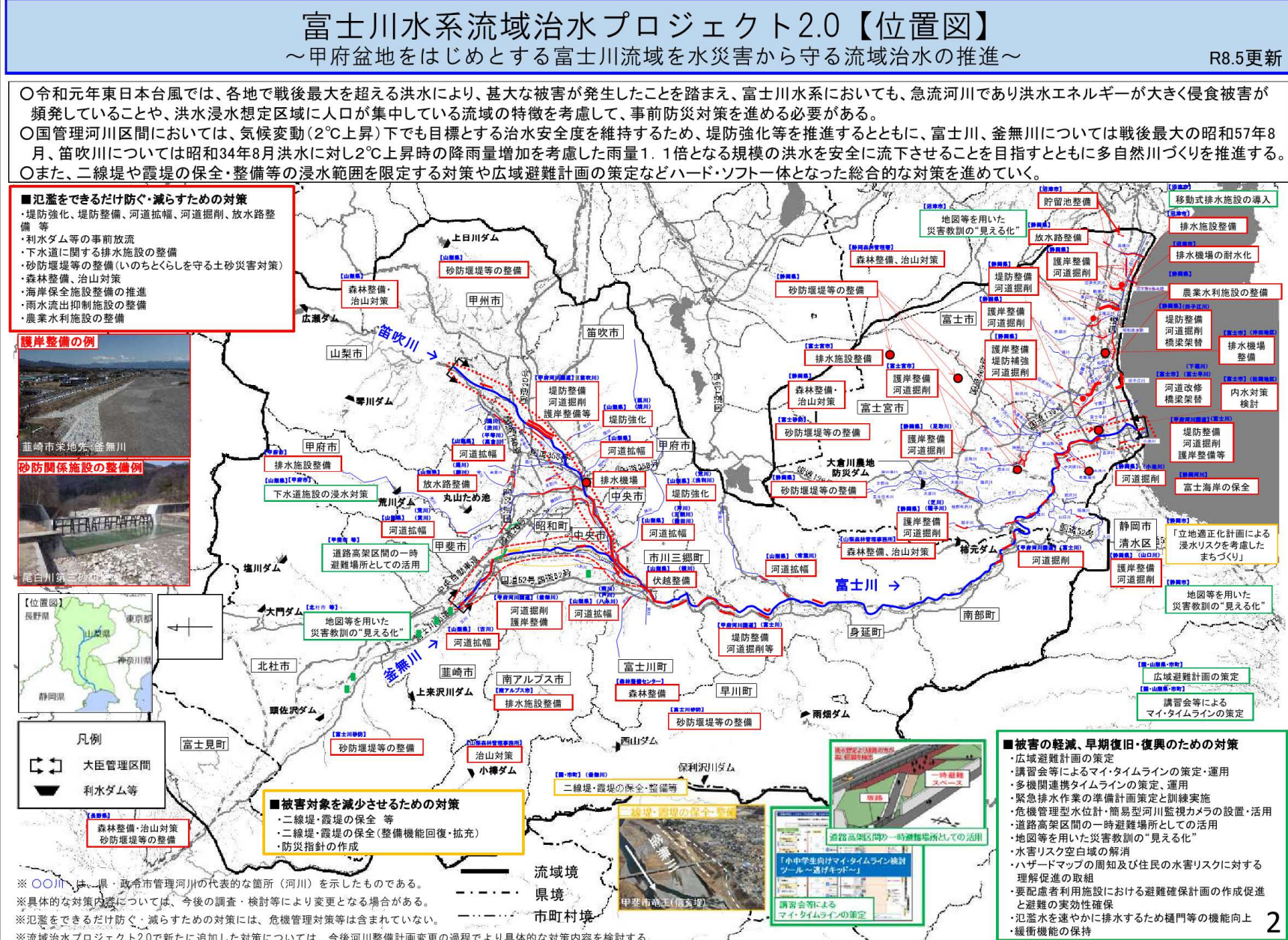
⇒現在の河川整備計画に基づく対策や流域における各取組を推進するとともに、気候変動を踏まえて追加で必要となる対策案の詳細については、更に議論を深めていく。

「富士川水系流域治水プロジェクト」令和8年5月21日更新

37

6. 河川整備に関する新たな視点(流域治水プロジェクト2.0)②

- 富士川水系においては、河川管理者に加え、各県、市町村等の関係者が一堂に会する、「富士川流域治水協議会」を令和2年9月に設置し、関係機関が協働(構成員数29)して、富士川水系流域治水プロジェクトを令和3年3月に策定した。
- その後、様々な手法を活用した対策の一層の充実を図り、令和8年5月に『流域治水プロジェクト2.0』を更新した。



6. 河川整備に関する新たな視点(流域治水プロジェクト2.0)③

■『流域治水プロジェクト2.0』においては、自然環境が有する多様な機能を活かすグリーンインフラの取組も推進している。



6. 河川整備に関する新たな視点(流域治水プロジェクト2.0)④

■ 富士川水系流域治水プロジェクトの具体的な取組は下記の通りである。

富士川水系流域治水プロジェクト2.0【流域治水の具体的な取組】

～甲府盆地をはじめとする富士川流域を水災害から守る流域治水の推進～

R8.5更新

戦後最大洪水等に対応した河川の整備（見込）



整備率：91%
（概ね5か年後）

農地・農業用施設の活用



5市町村
（令和7年度末時点）

流出抑制対策の実施



0施設
（令和6年度実施分）

山地の保水機能向上および土砂・流木災害対策



治山対策等の実施箇所 51箇所
（令和7年度実施分）
砂防関連施設の整備数 7施設
（令和7年度完成分）
※施工中 98施設

立地適正化計画における防災指針の作成



6市町村
（令和7年12月末時点）

避難のためのハザード情報の整備



洪水浸水想定 520河川
（令和8年3月末時点）
内水浸水想定 7団体
（令和8年3月末時点）

高齢者等避難の実効性の確保



避難確保計画 洪水 2592施設
土砂 367施設
（令和7年9月末時点）
個別避難計画 14市町村
（令和5年1月1日時点）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

【河道改修】



富士早川の河川事業進捗（富士市）



新沼川改修の整備状況（沼澤河川国道事務所、静岡県）

【砂防堰堤等の整備】



安居山沢右支川砂防堰堤（静岡県）



塩島沢堰堤群（富士川砂防事務所）

氾濫を出来るだけ防ぐ・減らすための取組として、富士早川における河川整備や流域内各所において砂防堰堤の整備が進められています。

【雨水流出抑制施設の整備】



貯留槽の整備事例（富士市）



雨水貯留浸透枡整備事例（昭和町）

民間の宅地等整備時における貯留槽整備（補助事業）や、雨水貯留浸透枡整備を実施する取組がされています。

被害対象を減少させるための対策

【土地のリスク情報を充実】



日常生活を送るなかで、想定される浸水をその地域の方々が現地を確認できる様、目印を設置。（中央市）

【霞堤の整備と保全】

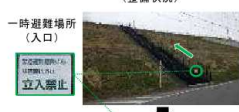


- ・霞堤の整備と保全に向けた検討を行うため、上空より斜め写真を撮影し、現在の周辺土地利用状況把握。
- ・今後、個別霞堤ごとに期待される効果の検討などを行っていく予定。（甲府河川国道事務所）

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

【道路高架区間の一時避難場所としての活用】

（整備状況）



一時避難場所（入口）



一時避難場所（道路高架区間）

浸水時の緊急避難路として道路の高架区間に避難階段を設置（国道20号（甲斐市下今井地先））
（甲府河川国道事務所）

氾濫をできるだけ防ぐ・減らすための対策

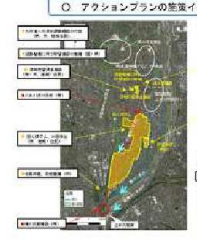
被害対象を減少させるための対策

被害の軽減、早期の復旧・復興のための対策

【山梨県流域治水推進会議】

流域治水対策推進基本方針の策定（R3.6.14）
目標や検討の進め方などの基本的な方針を策定
モデル小流域における対策メニューの検討
検討過程での課題を検証、他の小流域へ展開

○ アクションプランの策定イメージ



「流域治水検討会」
県関係部署、国、市町村を構成員とした小流域での流域治水対策アクションプランの策定や、対策を実施するための検討会を横川など3流域で実施。

「富士川水系流域治水プロジェクト」令和8年5月21日更新

40

6. 河川整備に関する新たな視点(ネイチャーポジティブを実現する川づくり)

今後取り組むべき課題

-ネイチャーポジティブなどの世界的な潮流を踏まえた課題-

- 2022年12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議(COP15)において「昆明・モンテリオール生物多様性枠組」が採択され、我が国でも「生物多様性国家戦略 2023－2030」において2030年のネイチャーポジティブの実現を目指すことが掲げられている。
- 令和6年2月より「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方検討会」において、今後の河川整備等のあり方について検討が進められ、令和6年5月には「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」が提言としてとりまとめられた。
- 提言では、水災害の激甚化・頻発化への対応が喫緊の課題となる中、治水対策が定量的な目標を設定しているのと同様に、河川環境についても定量的な目標を設定して関係者が共通認識の下で取り組むことや、河川内の治水対策を一層推進するとともに流域のあらゆる関係者との協働による流域治水が進められているのと同様に、流域と一体となって生態系ネットワークを構築していくことが重要であるとの認識のもと、河川における取組と流域における取組の両面から、「今後の河川整備等のあり方」についての提言が示された。
- 今後、富士川では、本提言を踏まえ、ネイチャーポジティブを実現する川づくりを進めていく。

「生物の生息・生育・繁殖の場としてもふさわしい河川整備及び流域全体としての生態系ネットワークのあり方」提言概要

現状

○平成9年の河川法改正により、治水などと同様に、河川環境の整備と保全が目的に位置づけられたことをはじめ、河川行政においては、多自然川づくりなど、様々な河川環境施策を進めてきた
○今後は、従来の河川環境施策に加え、近年の社会経済情勢等の変化を踏まえた充実が必要

河川を取り巻く社会経済情勢等の変化

気候変動による影響
河川管理施設等の老朽化
生産年齢人口の減少と働き方改革

↓

ネイチャーポジティブに向けた国際的な動き
企業の環境意識の向上
流域治水の推進を通じた流域住民の意識の変化
DXに象徴されるようなデジタル技術等の新技術

今後の河川整備等のあり方

河川における取組

(1)河川環境の目標
治水対策と同様に、河川環境についても目標を明確にして、関係者が共通認識の下で取組を展開
・「生物の生息・生育・繁殖の場」を河川環境の定量的な目標として設定
・河川整備計画へ河川環境の定量的な目標を位置づけ、長期的・広域的な変化も含めて評価
・河川や地域の特性を踏まえた目標の設定 など

(2)生物の生息・生育・繁殖の場を保全・再生・創出
蓄積された知見や社会経済情勢等の変化を踏まえ、全ての河川を対象に、多自然川づくりを一層推進
・調査、モニタリング等を通じ順応的に管理
・災害復旧や施設更新を、ネイチャーポジティブを実現する機会と捉え、環境も改善 など

流域における取組

(1)流域連携・生態系ネットワーク
流域治水の推進を通じた、流域が連携して取り組む機運の高まりを、流域の環境保全・整備にも展開
・流域治水の取組とあわせ、グリーンインフラの取組を展開
・生態系ネットワーク協議会の取組の情報発信・共有
・関係機関と連携した環境データの一元化や共同研究の促進 など

(2)流域のあらゆる関係者が参画したくなる仕組みづくり
ネイチャーポジティブの動きや民間企業の環境意識の高まりを踏まえた仕組みづくりを推進
・民間企業等による流域における環境活動の認証、官民協働に向けた支援や仕組みの充実
・利用しやすい環境関連データの整備と情報発信 など

河川環境の定量目標に用いる指標

・生物の生息・生育・繁殖の場に関する目標設定に用いる指標の例

生物の生息・生育・繁殖の場に関する目標設定に用いる指標の例として、生物の生息・生育・繁殖との関係や、必要なデータの整備状況などの必要性、実現性の観点から以下のような候補が考えられる。

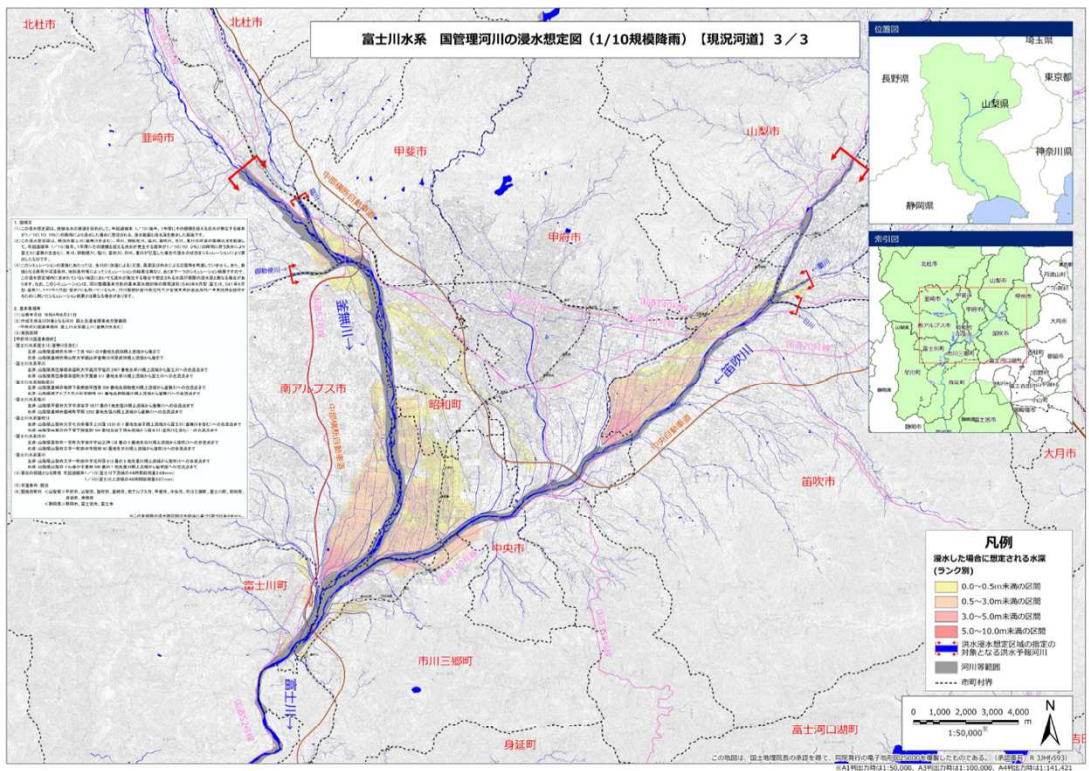
◆低・中茎草地、自然裸地、外来植物生育地、水生植物帯、ワンド・たまり、干潟、ヨシ原などの場の面積
◆瀬と淵、止水域、湧水地、ワンド・二次流路などの箇所数
◆上下流や支川との連続性が確保されている延長
◆河辺性の樹林・河畔林などの延長
◆平水位と砂州高さの比高
◆魚類の生息・生育・繁殖にふさわしい水際（水際の複雑さ、水際の自然度）などの比率
◆高水敷の冠水頻度

上記はあくまで例示であり、各河川や地域の特性等を考慮して指標を設定することが望ましい。データに乏しい中小河川については、その他の手法により目標設定することが妥当な場合があることに留意する必要がある。

6. 河川整備に関する新たな視点(多段階浸水想定区域図・水害リスクマップ)

- 国土交通省では、土地利用や住まい方の工夫の検討及び水災害リスクを踏まえた防災まちづくりの検討など、流域治水の取組を推進することを目的として、発生頻度が高い降雨規模の場合に想定される浸水範囲や浸水深を明らかにするため、富士川水系富士川(国管理区間)の「多段階の浸水想定図」及び「水害リスクマップ」を令和4年8月31日に作成・公表している。
- 現時点では、国管理河川からの外水氾濫のみを示しているが、今後は、国管理河川以外の外水氾濫や下水道等による内水氾濫も考慮した図を作成・公表していく予定である。

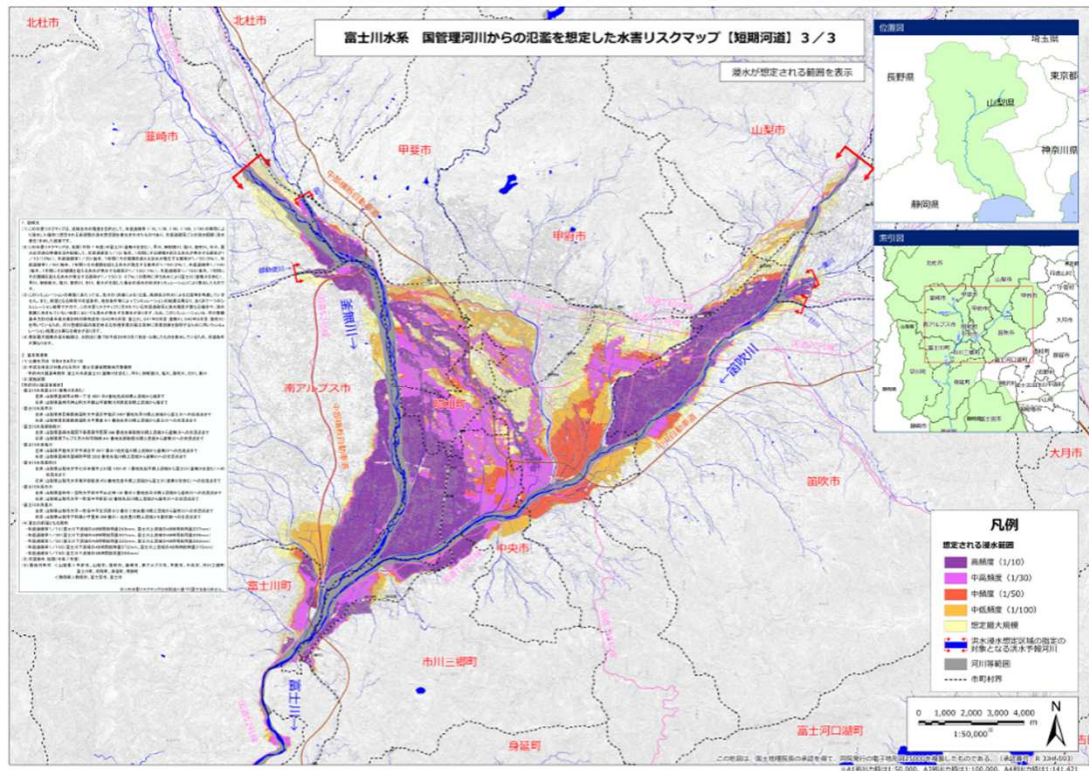
多段階浸水想定区域図(現況・短期整備後)



<富士川水系 多段階の浸水想定図>

河道条件	年超過確率 1/10	年超過確率 1/30	年超過確率 1/50	年超過確率 1/100	年超過確率 1/150
現況 (R3.5末)	●	●	●	●	●
短期整備後	●	●	●	●	●

水害リスクマップ(現況・短期整備後)



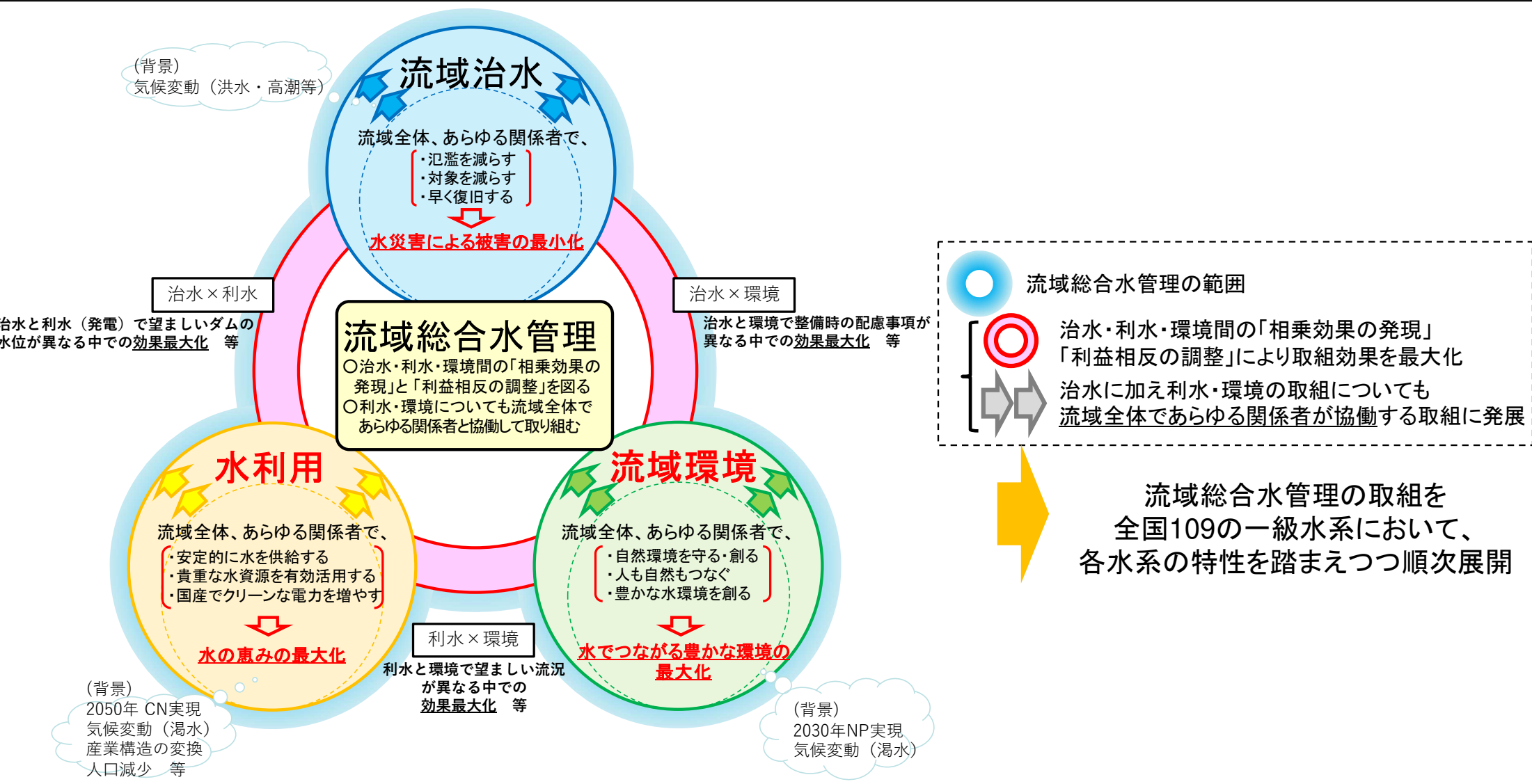
<富士川水系 水害リスクマップ>

※発生頻度が高い降雨規模とは、年超過確率（毎年、1年間にその規模を超える洪水が発生する確率）の降雨により、浸水した場合に想定される浸水範囲と浸水深を表示したものであり、実際に発生する確率を示しているものではありません。

河道条件	浸水深 0cm以上	浸水深 50cm以上	浸水深 3m以上
現況 (R3.5末)	●	●	●
短期整備後	●	●	●

6. 河川整備に関する新たな視点(流域総合水管理への展開)

- 治水に加え利水・環境も流域全体であらゆる関係者と協働して取り組むとともに、流域治水・水利用・流域環境間の「相乗効果の発現」「利益相反の調整」を図るなど、流域治水・水利用・流域環境の一体的な取組を進めることで「水災害による被害の最小化」「水の恵みの最大化」「水でつながる豊かな環境の最大化」を実現させる「流域総合水管理」を推進する。
- 今後、富士川においても、流域総合水管理の一環として、流域のあらゆる関係者と協働して、合理的な水利用の促進と流域の貯留・涵養機能の維持及び向上のための取組を推進する。



7. 河川整備計画の点検結果(案)

